

児童・障害者相談センター
児童相談センター

業 務 概 要

平成 30 年度版
(平成 29 年度実績)

○児童福祉法抜粋

(児童の権利)

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

(保護者、地方公共団体の責任)

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

○児童の権利に関する条約抜粋

前文 この条約の締約国は、(中略)

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員、特に、児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、(中略)

次のとおり協定した。

第3条

1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、**児童の最善の利益**が主として考慮されるものとする。

2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。

3 (略)

○障害者基本法抜粋

(地域社会における共生等)

第3条 第1条に規定する社会*の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

二以下 略

※全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会

はじめに

日頃は、児童福祉、障害者福祉の推進について、御理解と御協力をいただき心から御礼申し上げます。

この度、県内7児童・障害者相談センターと3児童相談センター（児童相談所・身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所をこの冊子ではまとめて「児童・障害者相談センター」と表記します。また、児童・障害者相談センターの児童相談部門と児童相談センターを合わせて単に「児童相談センター」とします。）の平成29年度事業実績をまとめました。

平成29年度に児童相談センターが対応した相談件数は16,987件、そのうち児童虐待相談は年々増加を続け4,364件となり、いずれも過去最多となりました。児童相談センターの役割が児童虐待への対応に一層特化してきています。

平成28年度には、法の理念規定の改正を含む児童福祉法の大規模な改正がありました。児童虐待対応では、発生前の予防がより重視されるようになるとともに、重篤なケースに対応するための児童相談所の体制強化も図ることとされています。また、子どもを、できる限り家庭で又は家庭的環境で養育するという理念も示され、在宅での援助や里親の充実などが求められています。このことから、発生前予防や在宅での援助を担う市町村の担う役割がより重要になっています。

また、平成30年4月には、県健康福祉部と県警察本部生活安全部との間で、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応に資するため、児童虐待に係る事案の情報共有に関する協定を締結しました。今後とも、警察、市町村、医療機関等の関係機関との連携をさらに強化して、虐待対応や虐待予防に取り組んでいきます。

平成29年度の障害相談件数を見ますと、身体障害者相談が31,590件、知的障害相談が4,445件であり、昨年度と比べて微増しました。

障害者については、障害福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行う障害者総合支援法が平成25年に施行されて5年が経過し、障害福祉サービスの利用者数は着実に増加しています。

また、平成28年には障害者差別解消法がスタートしました。この法律では「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」が定められ、社会的障壁の除去を目指しています。

これからも、関係機関の方々と連携・協力のもと、児童福祉法の趣旨に則り、子どもの最善の利益のために、また、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく共生できる社会を実現するために、日々力を注いでいかなければならないと職員一同考えております。

平成30年10月

中央児童・障害者相談センター長	前田	清
海部児童・障害者相談センター長	瀧本	新
知多児童・障害者相談センター長	秋吉	修一
西三河児童・障害者相談センター長	古田	学
豊田加茂児童・障害者相談センター長	三浦	宏太
新城設楽児童・障害者相談センター長	菰田	近男
東三河児童・障害者相談センター長	梅村	文彦
一宮児童相談センター長	山村	孝幸
春日井児童相談センター長	中村	卓美
刈谷児童相談センター長	塚本	有子

目 次

第1 児童（・障害者）相談センターの概要	
1 沿革	1
2 所在地と管轄区域	2
3 機構と職員配置状況	3
第2 児童相談部門（児童相談センター）の業務	
1 概要	
(1) 業務内容	5
(2) 業務系統図	6
(3) 相談の種類と主な内容	7
2 児童相談業務の状況	
(1) 相談業務	
ア 相談受付の状況	8
イ 相談受付の種別	9
ウ 相談対応の状況	10
エ 延べ件数	12
オ 児童虐待相談の状況	13
(2) 電話相談業務等	
ア 家庭支援電話相談事業の概要と実績	16
イ 子ども相談WEBページ	16
(3) 一時保護業務	17
(4) 里親関連業務	18
(5) 児童虐待防止対策事業	20
(6) その他の県の事業	22
3 資料	
福祉行政報告例等	24
第3 障害者相談部門の業務	
1 概要	40
2 業務内容	41
3 障害者相談業務の実施状況	45
4 資料	49

第1 児童（・障害者）相談センターの概要

1 沿革

昭和23年	4月	1日	中央児童相談所開設
23年	6月30日		一宮児童相談所（現一宮児童相談センターの管轄区域を管轄）、岡崎児童相談所（西三河地域を管轄）、豊橋児童相談所（東三河地域を管轄）開設
28年	11月	1日	身体障害者更生相談所開設
31年	11月	1日	地方自治法が一部改正され、名古屋市域の児童相談業務が名古屋市へ移管
35年	7月	1日	精神薄弱者更生相談所開設
47年	4月	1日	一時保護業務（一時保護所）を中央児童相談所に集中管理
48年	4月	1日	半田児童相談所開設（知多地域を管轄）
50年	4月	1日	豊田児童相談所開設（豊田加茂地域を管轄）
52年	5月	1日	心身障害者更生相談所開設（西三河（豊田加茂地域を除く）及び東三河地域の身体障害者・精神薄弱者更生相談所業務を所轄）
56年	4月	1日	刈谷児童相談所開設（碧海5市を管轄）
平成元年	4月	1日	津島児童相談所開設（海部地域を管轄）
5年	9月	1日	名古屋市精神薄弱者更生相談所の開設に伴い、名古屋市内の業務を名古屋市へ移管
11年	4月	1日	精神薄弱者福祉法の改正（知的障害者福祉法に名称変更等）に伴い、精神薄弱者更生相談所を知的障害者更生相談所に改称
14年	4月	1日	愛知県第3次行革大綱に基づく地方機関の再編として、8か所の児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所及び心身障害者更生相談所を、3か所の児童・障害者相談センターと6か所の児童相談センターに再編（新城設楽児童相談センター開設（新城市、北設楽郡（稲武町を除く）、南設楽郡を管轄））
20年	4月	1日	同じく地方機関の再編を行い、3か所の児童・障害者相談センター、6か所の児童相談センターを、7か所の児童・障害者相談センターと3か所の児童相談センターに再編（春日井児童相談センター開設（春日井市、小牧市を管轄）） （同時に、県事務所健康福祉課と併せた再編により、7か所の児童・障害者相談センターは「福祉相談センター」の組織となる） 一時保護業務（一時保護所）を西三河児童・障害者相談センターに移管
27年	4月	1日	春日井児童相談センターに一時保護所を開設

2 所在地と管轄区域

(1) 所在地

相談センター名	設 置 場 所	面積(k㎡)	人 口(人)	18歳未満(人)
中央児童・障害者相談センター	名古屋市中区三の丸2-6-1 三の丸庁舎7階 Tel.052-961-7250 〒460-0001	272	643,038	112,197
海部児童・障害者相談センター	津島市西柳原町1-14 海部総合庁舎3階 Tel.0567-25-8118 〒496-8535	208	327,654	52,745
知多児童・障害者相談センター	半田市宮路町1-1 Tel.0569-22-3939 〒475-0902	392	624,703	107,229
西三河児童・障害者相談センター	岡崎市明大寺本町1-4 西三河総合庁舎9階 Tel.0564-27-2779 〒444-0860	605	596,747	105,095
豊田加茂児童・障害者相談センター	豊田市元城町3-17 Tel.0565-33-2211 〒471-0024	951	487,248	83,849
新城設楽児童・障害者相談センター	新城市中野6-1 Tel.0536-23-7366 〒441-1326	1,052	54,379	7,360
東三河児童・障害者相談センター	豊橋市八町通5-4 東三河総合庁舎1階 Tel.0532-54-6465 〒440-0806	671	697,054	115,465
一宮児童相談センター	一宮市昭和1-11-11 Tel.0586-45-1558 〒491-0917	334	793,628	130,114
春日井児童相談センター	春日井市神屋町713-8 Tel.0568-88-7501 〒480-0304	156	455,367	75,209
刈谷児童相談センター	刈谷市神田町1-3-4 Tel.0566-22-7111 〒448-0851	203	530,128	94,123
計		4,844	5,209,946	883,386

(注) ・「面積」は、平成29年10月1日現在(国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」より)
 ・「人口」は、平成30年4月1日現在(県民生活部統計課「県及び市町村別男女別年齢別推計人口」より)
 ・「18歳未満」は、17歳以下の人口の和を計上。
 (以上、すべて児童管轄区域ごとのデータ)

(2) 管轄区域

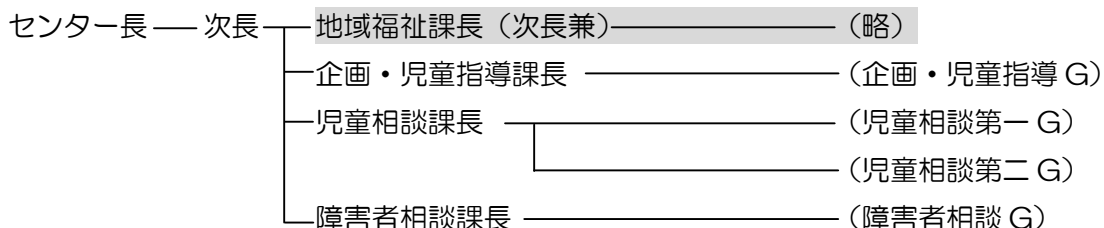
平成30年4月1日現在

相談センター名	児 童 相 談 業 務	障 害 者 相 談 業 務
中央児童・障害者相談センター	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町	左に加え、海部児童・障害者、知多児童・障害者、一宮児童、春日井児童の管轄区域の全業務
海部児童・障害者相談センター	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村	左の「身体・知的障害者に関する相談・指導(年金相談を除く)」業務
知多児童・障害者相談センター	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	左の「身体・知的障害者に関する相談・指導(年金相談を除く)」業務
西三河児童・障害者相談センター	岡崎市、西尾市、幸田町	左に加え、豊田児童・障害者、刈谷児童の管轄区域の全業務
豊田加茂児童・障害者相談センター	豊田市、みよし市	左の「身体・知的障害者に関する相談・指導(年金相談を除く)」業務
新城設楽児童・障害者相談センター	新城市、設楽町、東栄町、豊根村	左の「身体・知的障害者に関する相談・指導(年金相談を除く)」業務
東三河児童・障害者相談センター	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市	左に加え、新城設楽児童・障害者の管轄区域の全業務
一宮児童相談センター	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、大口町、扶桑町	
春日井児童相談センター	春日井市、小牧市	
刈谷児童相談センター	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市	

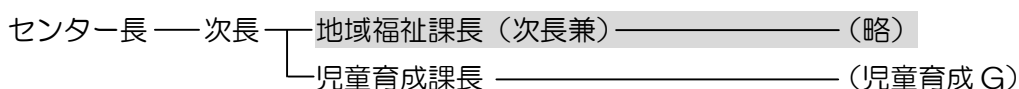
3 機構と職員配置状況 (平成30年4月1日現在)

(1) 機構

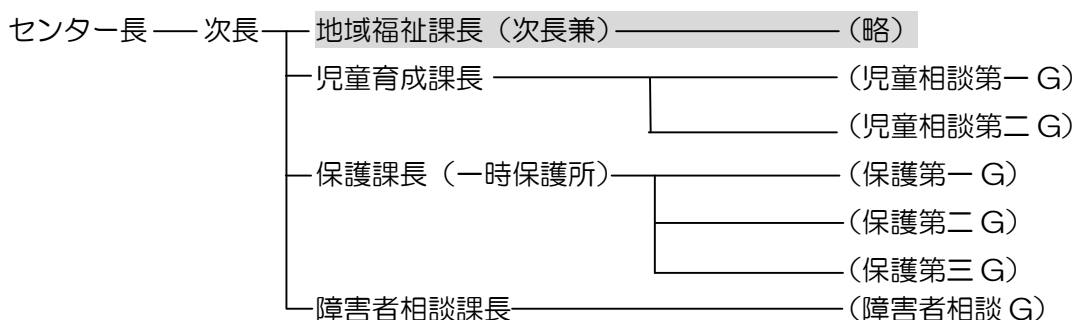
○尾張福祉相談センター(中央児童・障害者相談センター)



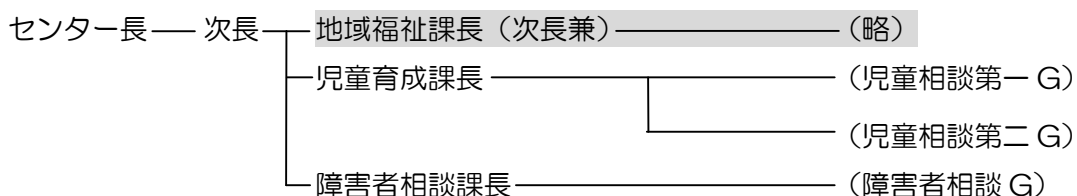
○海部、知多、豊田加茂、新城設楽福祉相談センター(児童・障害者相談センター)



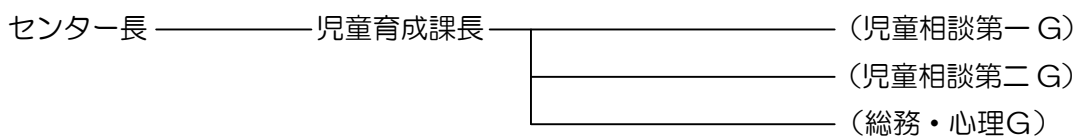
○西三河福祉相談センター(児童・障害者相談センター)



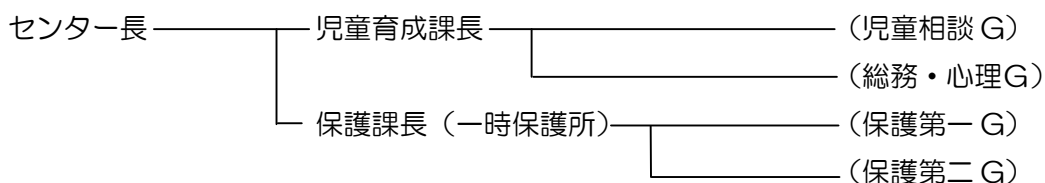
○東三河福祉相談センター(児童・障害者相談センター)



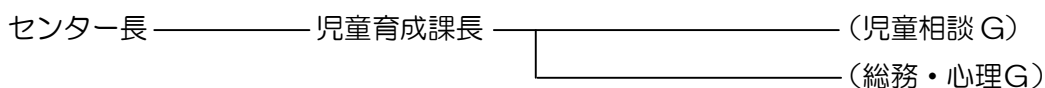
○一宮児童相談センター



○春日井児童相談センター



○刈谷児童相談センター



※ 福祉事務所部分

(2) 職員配置状況 (平成30年4月1日現在)

名 称	センター長	児童相談部門							障害者相談部門				計
		医師	スーパーバイザー	児童福祉司	児童心理司	保健師	一時保護所職員	その他	障害者福祉司	判定員	看護師	その他	
中 央	1	(2)	3	13	7	1		(6)	1	2	1	3 (4)	32 (12)
海 部	1	(1)	2	7	4	1				1			16 (1)
知 多	1	(1)	3	13	6	1				1			25 (1)
西三河	1	(2)	3	12	5	1	22 (9)	(2)	1	1	1	1 (1)	48 (14)
豊 田 加 茂	1	(1)	2	10	5					1			19 (1)
新 設 城 楽	1	(1)	1	1	1					1			5 (1)
東三河	1	(1)	3	15	6	1		(1)	1	1	1	(2)	29 (4)
一 宮	1	(2)	3	17	6			2					29 (2)
春日井	1	(1)	3	10	5		17 (6)	2					38 (7)
刈 谷	1	(2)	3	11	5	1		2					23 (2)
計	10	(14)	26	109	50	6	39 (15)	6 (9)	3	8	3	4 (7)	264 (45)

※()は非常勤職員等(別掲)

第2 児童相談部門（児童相談センター）の業務

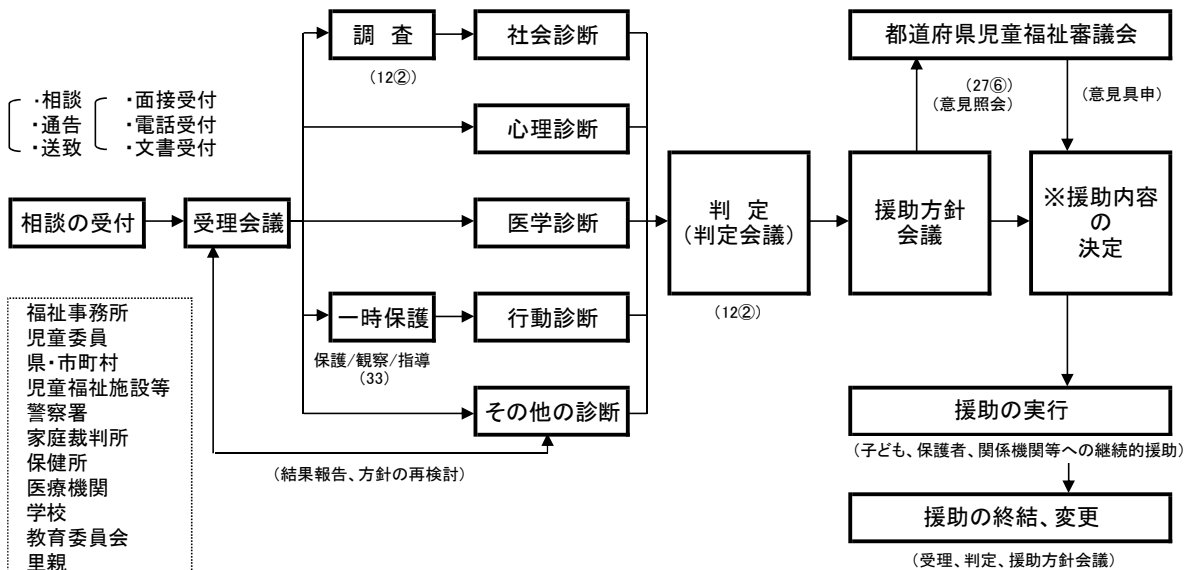
1 概要

(1) 業務内容

児童・障害者相談センターの児童相談部門及び児童相談センター（以下、総称して「児童相談センター」という。）は、児童福祉法及び児童虐待防止法に規定される「児童相談所」業務を行っており、児童福祉のための専門機関として、主として以下の業務を行っている。

- 1 市町村の業務（児童福祉法第10条第1項に規定 児童等の福祉に関し、必要な情報の把握に努めたり、家庭その他からの相談に応じ必要な調査及び指導を行うこと等）の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- 2 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
- 3 児童及びその家庭について、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、必要な指導を行うこと。
- 4 児童を児童福祉施設等に入所させ、または里親等に委託して、その福祉を図ること。
- 5 児童の一時保護を行い、また適当な者に一時保護を委託すること。
- 6 家庭裁判所に対し、親権喪失等、後見人の選任・解任の請求を行うこと。
- 7 里親に関する普及啓発を行うこと。また、里親について、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。
- 8 児童を養子とする養子縁組に関する者について、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の指導を行うこと。

(2) 業務系統図



- ※援助内容
- 1 在宅指導
 - (1) 措置によらない指導 (12②)
 - ア 助言指導
 - イ 継続指導
 - ウ 他機関あつせん
 - (2) 措置による指導
 - ア 児童福祉司指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - イ 児童委員指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - ウ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - エ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (27①Ⅱ)
 - オ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - カ 指導の委託 (26①Ⅱ、27①Ⅱ)
 - キ 市町村送致 (26①Ⅲ)
 - (3) 訓戒、誓約措置 (27①Ⅰ)
 - 2 児童福祉施設入所措置 (27①Ⅲ)
 - 指定医療機関委託 (27②)
 - 3 里親、小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ)
 - 4 児童自立生活援助の措置 (33の6①)
 - 5 福祉事務所送致、通知 (26①Ⅳ)
 - 都道府県知事、市町村長報告、通知 (26Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ、63の2、63の3)
 - 6 家庭裁判所送致 (27①Ⅳ、27の3)
 - 7 家庭裁判所への家事審判の申立て
 - ア 施設入所の承認 (28①②)
 - イ 親権喪失等の審判の請求又は取消しの請求 (33の7)
 - ウ 後見人選任の請求 (33の8)
 - エ 後見人解任の請求 (33の9)

(3) 相談の種類と主な内容

大分類	相談の種類	内 容
養護相談	児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢・拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等児童虐待相談以外の環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談。
保健相談	保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する児童に関する相談。
障害相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ児童、言語発達遅滞を有する児童等に関する相談。 ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等にある場合にはそれぞれの相談種別に分類される。
	重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談。
	知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の児童に関する相談。
非行相談	く犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のく犯行為、問題行動のある児童、警察署からく犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない児童に関する相談。
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果通告が予定されている児童に関する相談。
育成相談	性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友だちと遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談。
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談。非行が主である場合や精神疾患、養護問題が主である場合等には、それぞれの相談種別に分類される。
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談。
その他の相談		上記のいずれにも該当しない相談。

2 児童相談業務の状況

(1) 相談業務

ア 相談受付の状況

○ 経路別受付状況

平成29年度の県内10か所の児童相談センターの「相談受付件数」は17,033件で、平成28年度の16,616件から417件(+2.5%)の増加となっています。

相談受付の経路としては市町村（福祉事務所、児童委員、保健センター等）からの受付が一番多く、6,524件となっています。次に警察からが4,142件、家族・親戚からが3,881件、となっています。

区分	県			市 町 村				児童福祉施設・指定発達支援医療機関			認定こども園	警察署	家庭裁判所
	児童相談所	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定発達支援医療機関			
男	151	3	79	3,912	13	79	317	20	136	6	0	2,248	11
女	137	1	61	1,973	8	59	163	12	100	4	1	1,894	4
計	288	4	140	5,885	21	138	480	32	236	10	1	4,142	15
構成比	1.7%	0.0%	0.8%	34.6%	0.1%	0.8%	2.8%	0.2%	1.4%	0.1%	0.0%	24.3%	0.1%

区分	保健所及び医療機関		学 校 等			里親	児童委員（通告の仲介を含む）	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等							
男	2	110	13	124	15	13	2	2,479	460	31	115	10,339
女	3	93	15	139	14	8	1	1,402	417	89	96	6,694
計	5	203	28	263	29	21	3	3,881	877	120	211	17,033
構成比	0.0%	1.2%	0.2%	1.5%	0.2%	0.1%	0.0%	22.8%	5.1%	0.7%	1.2%	100.0%

イ 相談受付の種別

○ 相談種別別児童受付状況

平成29年度の「相談受付件数」17,033件の相談種別・年齢別の内訳は、以下のとおりです。

	養護相談			障害相談						非行相談	
	児童虐待相談	その他の相談	保健相談	肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談
0歳	296	386	4	0	0	0	2	1	0	0	0
1歳	287	206	4	1	0	0	8	125	0	0	0
2歳	269	208	1	2	0	1	16	270	6	0	0
3歳	293	229	1	5	0	0	23	630	36	0	0
4歳	263	170	0	8	1	0	5	318	20	0	0
5歳	285	166	1	8	0	1	36	619	56	0	0
6歳	281	180	1	6	0	1	11	338	34	0	0
7歳	269	179	0	9	0	2	24	431	68	0	2
8歳	261	153	1	13	0	3	10	236	38	2	3
9歳	265	146	0	3	0	0	9	190	23	6	4
10歳	255	152	0	5	0	1	21	375	33	7	11
11歳	222	141	2	2	0	0	11	278	17	8	13
12歳	203	162	0	7	0	2	14	289	37	20	28
13歳	244	177	1	4	0	1	19	402	20	31	81
14歳	257	182	0	5	0	0	14	422	26	40	34
15歳	188	166	1	1	0	0	18	320	13	34	6
16歳	179	165	3	1	0	0	18	373	6	27	0
17歳	120	124	2	3	0	0	15	464	4	15	0
18歳以上	36	35	1	1	0	0	1	20	2	4	1
計	4,473	3,327	23	84	1	12	275	6,101	439	194	183

	育成相談				その他の相談	計	(再掲)		
	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談			児童虐待通告	いじめ相談	児童買春等被害相談
0歳	0	0	0	20	34	743	340	0	0
1歳	0	0	0	21	16	668	326	0	0
2歳	0	0	0	70	19	862	318	0	0
3歳	6	0	5	145	10	1,383	345	0	0
4歳	10	0	4	86	17	902	312	0	0
5歳	16	0	24	108	8	1,328	326	0	0
6歳	40	3	34	22	13	964	334	1	0
7歳	62	1	33	8	12	1,100	315	2	0
8歳	57	5	20	0	8	810	297	2	0
9歳	58	8	27	2	7	748	307	0	0
10歳	47	11	14	0	10	942	290	2	0
11歳	53	11	24	1	5	788	263	2	0
12歳	100	15	13	0	11	901	238	1	0
13歳	101	26	17	0	6	1,130	284	5	0
14歳	99	22	18	0	15	1,134	289	5	0
15歳	52	12	5	0	7	823	206	2	0
16歳	49	5	6	0	7	839	208	12	0
17歳	46	4	6	0	10	813	133	9	0
18歳以上	6	0	1	0	47	155	10	0	0
計	802	123	251	483	262	17,033	5,141	43	0

ウ 相談対応の状況

○ 相談種類別対応状況

平成 29 年度の「相談対応件数」は 16,987 件で、前年度に比べ 419 件（+2.5%）の増加となっています。（下表のとおり）

相談種別ごとに見ますと、障害児に関する「障害相談」が 6,927 件で全体の 40.8%を占めており、以下、「養護相談（虐待）」4,364 件（25.7%）、「養護相談（虐待を除く）」3,310 件（19.5%）、しつけや児童の性格行動等に関する「育成相談」1,640 件（9.7%）の順となっています。

前年度と比較しますと、「養護相談（虐待）」が 101.6%（4,297 件→4,364 件）、「養護相談（虐待を除く）」が 104.3%（3,173 件→3,310 件）、「障害相談」が 105.0%（6,597 件→6,927 件）と増加したのに対し、「非行相談」が 94.0%（386 件→364 件）、「育成相談」が 96.0%（1,709 件→1,640 件）と減少しています。

○ 対応の内訳

児童相談センターが対応した 16,987 件の対応種別の内訳では、数回の面接や検査、診断などで相談を終えた「助言指導」が 14,915 件で全体の 87.8%を占めています。「助言指導」の内訳を見ますと、障害相談が 6,796 件（45.6%）、養護相談が 6,122 件（41.0%）を占めています。心理療法やカウンセリング・面接による指導等を少なくとも数回以上にわたって継続実施する「継続指導」は 785 件で全体の 4.6%を占めています。「継続指導」のうち、養護相談・児童虐待相談が 486 件（61.9%）、養護相談・その他の相談が 213 件（27.1%）で、養護相談だけで「継続指導」の 89.0%を占めています。措置について見ますと、児童福祉施設への入所措置である「児童福祉施設入所」は 311 件で全体の 1.8%を占めており、里親・ファミリーホーム委託の措置である「里親委託」は 76 件で全体の 0.4%を占めています。なお、平成 29 年度から通告を受けた児童がより身近で適切な機関において対応されるよう、児童相談所から市町村に事案を送致する「市町村送致」を実施しており、平成 29 年度は 229 件（1.3%）の事案を市町村に送致しました。

前年度と比較しますと、「助言指導」が 103.3%（14,432 件→14,915 件）と増加したのに対し、「里親委託」が 80.0%（95 件→76 件）、「継続指導」が 88.1%（891 件→785 件）、「児童福祉施設入所」が 85.9%（362 件→311 件）と減少しています。

区分		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	指導・指導委託 児童家庭支援センター	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致又は通知	（会福祉主事指導を含む）
		助言指導	継続指導	他機関あっせん							
相養談護	児童虐待相談	3,417	486	8	13	0	0	0	187	0	0
	その他の相談	2,705	213	83	7	0	0	0	42	0	0
保健相談		23	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害相談	肢体不自由相談	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	視聴覚障害相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	言語発達障害等相談	11	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	重症心身障害相談	252	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	知的障害相談	6,087	4	0	0	0	0	0	0	0	0
	発達障害相談	437	2	4	0	0	0	0	0	0	0
相非談行	ぐ犯行為等相談	114	28	13	11	0	0	0	0	0	0
	触法行為等相談	5	8	0	60	0	0	0	0	0	0
育成相談	性格行動相談	709	41	24	1	0	0	0	0	0	0
	不登校相談	111	2	10	0	0	0	0	0	0	0
	適性相談	246	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	育児・しつけ相談	475	1	6	0	0	0	0	0	0	0
その他の相談		314	0	43	0	0	0	0	0	0	0
計		14,915	785	192	92	0	0	0	229	0	0
再掲	いじめ相談	41	0	2	0	0	0	0	0	0	0
	児童買春等被害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区分		訓戒・誓約	児童福祉施設			指定発達支援医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	障害児入所施設等への約	その他	計
			入所	家庭裁判所送致（入所の再掲） 法第27条の3による	通所						
相養談護	児童虐待相談	12	127	0	0	0	24		0	90	4,364
	その他の相談	0	150	0	0	0	50		1	59	3,310
保健相談		0	0	0	0	0	0		0	0	23
障害相談	肢体不自由相談	0	2	0	0	0	0		75	1	86
	視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0		0	0	1
	言語発達障害等相談	0	0	0	0	0	0		0	0	12
	重症心身障害相談	0	1	0	0	1	0		24	0	278
	知的障害相談	0	5	0	0	0	0		6	3	6,105
	発達障害相談	0	2	0	0	0	0		0	0	445
相非談行	ぐ犯行為等相談	1	10	0	0	0	2	2	0	5	186
	触法行為等相談	76	6	2	0	0	0	7	0	16	178
育成相談	性格行動相談	0	8	0	0	0	0		0	6	789
	不登校相談	0	0	0	0	0	0		0	0	123
	適性相談	0	0	0	0	0	0		0	0	246
	育児・しつけ相談	0	0	0	0	0	0		0	0	482
その他の相談		0	0	0	0	0	0		0	2	359
計		89	311	2	0	1	76	9	106	182	16,987
再掲	いじめ相談	0	0	0	0	0	0	0		0	2
	児童買春等被害相談	0	0	0	0	0	0	0		0	0

工 延べ件数

平成29年度中に調査や指導を行った延べ件数は249,563件で、前年度に比べ4,949件(+2.0%)増加しています。

相談種別ごとに見ますと、「養護相談(虐待)」が125,285件で全体の50.2%を占めており、虐待相談の対応回数の多さが分かります。以下、「養護相談(虐待を除く)」85,443件(34.2%)、「障害相談」18,857件(7.6%)の順となっています。前年度と比較しますと、「養護相談(虐待を除く)」が120.6%(70,854件→85,443件)、「非行相談」が117.6%(8,659件→10,179件)と増加したのに対し、「養護相談(虐待)」が94.8%(132,142件→125,285件)、「障害相談」が81.9%(23,029件→18,857件)と減少しています。

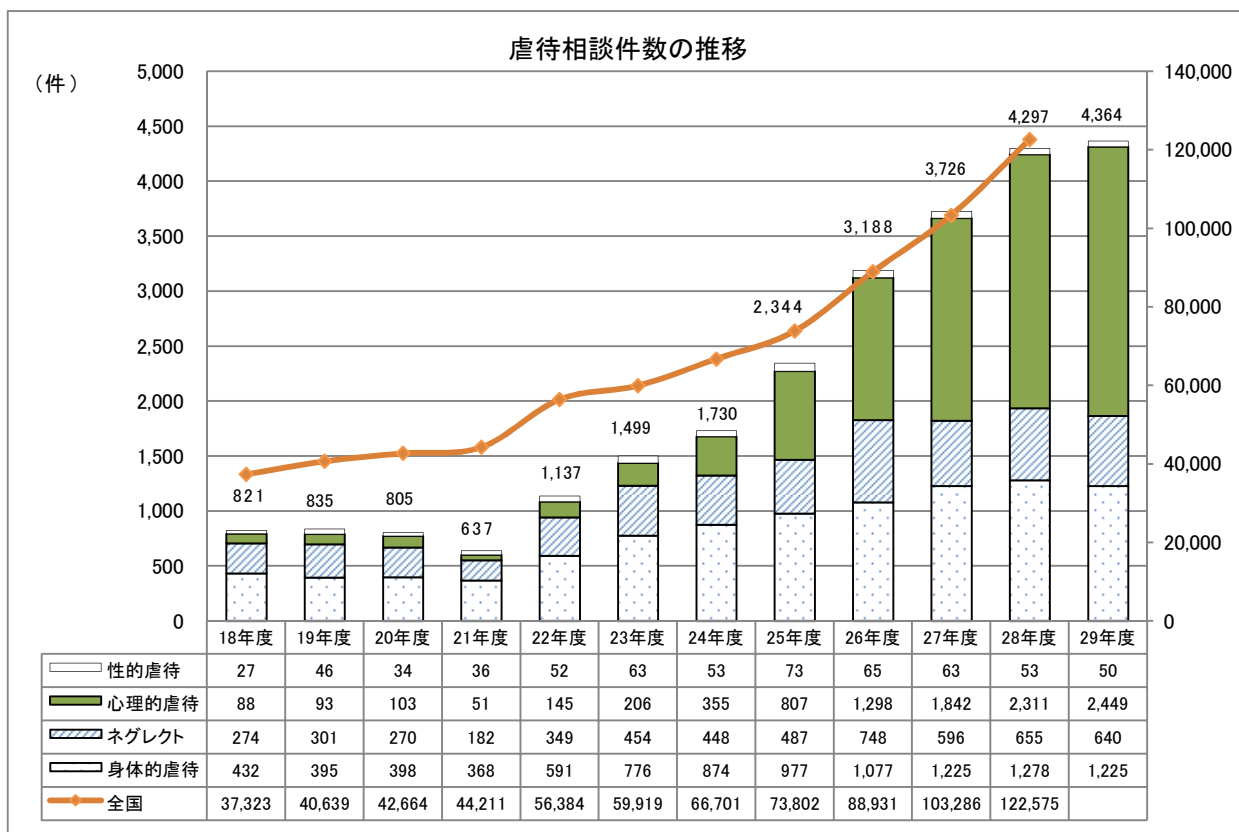
区分	調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等				計
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員	
児童	21,435	2,101	81	679	5,831	1,280	376	61	1,445	0	0	978	810	11	35,088
保護者	65,675	0	0	0	1	0	2	1	6,737	0	3	264	1,343	3	74,029
その他	138,286	0	0	0	0	0	0	0	1,165	0	0	44	949	2	140,446
計	225,396	2,101	81	679	5,832	1,280	378	62	9,347	0	3	1,286	3,102	16	249,563

区分	調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等				計	
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員		
養護相談	児童虐待相談	120,828	484	25	251	314	68	149	20	1,058	0	2	552	1,533	1	125,285
	その他の相談	82,249	573	48	353	156	58	66	18	501	0	0	269	1,139	13	85,443
保健相談		29	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	30
障害相談	肢体不自由相談	644	0	0	0	4	1	0	0	33	0	0	1	2	0	685
	視聴覚障害相談	60	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	63
	言語発達障害等相談	29	0	0	0	6	2	0	0	9	0	0	0	0	0	46
	重症心身障害相談	556	1	0	0	57	186	0	0	267	0	0	0	18	0	1,085
	知的障害相談	3,922	913	0	0	4,196	889	1	2	5,641	0	0	2	8	0	15,574
	自閉症等相談	629	0	0	0	350	1	0	2	411	0	0	10	1	0	1,404
非行相談	ぐ犯行為当相談	4,561	48	1	25	23	1	23	2	86	0	0	109	136	0	5,015
	触法行為当相談	4,403	17	2	12	80	1	104	10	149	0	1	214	171	0	5,164
育成相談	性格行動相談	5,973	65	5	38	160	5	29	5	363	0	0	103	94	2	6,842
	不登校相談	410	0	0	0	6	0	1	0	11	0	0	13	0	0	441
	適性相談	116	0	0	0	214	2	5	3	316	0	0	0	0	0	656
	育児・しつけ相談	524	0	0	0	265	66	0	0	497	0	0	12	0	0	1,364
その他の相談		463	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	466
															249,563	

オ 児童虐待相談の状況

○ 対応件数の推移（平成18年度～ 全国と愛知県）

児童虐待相談の統計が取り始められた平成2年度から愛知県、全国ともに児童虐待相談は増え続けており、特に「児童虐待防止法」が施行された平成12年頃から一気に増加しました。平成29年度の愛知県の児童虐待相談対応件数は4,364件で前年度より67件（+1.6%）増加しました。

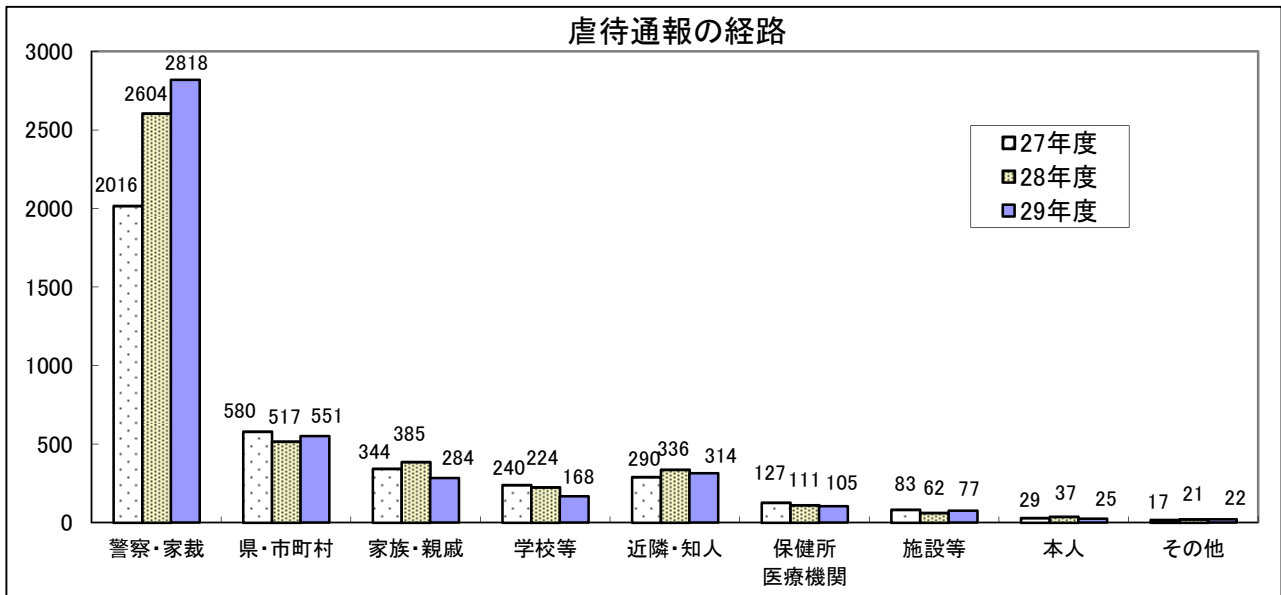


○ 虐待の種類別構成比

種類別構成比では、心理的虐待が2,449件（56.1%）、次に身体的虐待が1,225件（28.1%）となっています。心理的虐待のうち「児童の面前での保護者間暴力による心理的虐待」が年々増加しており、平成28年度からは、「心理的虐待」が児童虐待相談の半数を超えています。

○ 児童虐待相談の受付経路

受付経路については、「警察・家裁」からの通告が2,818件（64.6%）と最も多く、これは児童の面前での配偶者間暴力などの心理的虐待に関する通告の増加によるものです。以下、「県・市町村」が551件（12.6%）、「家族・親戚」284件（6.5%）の順となっています。「警察・家裁」からの通告は前年度からさらに214件（+8.2%）増加しました。



○ 被虐待児の年齢別の状況

年齢層別に見ますと、乳幼児が比較的多くなっています。

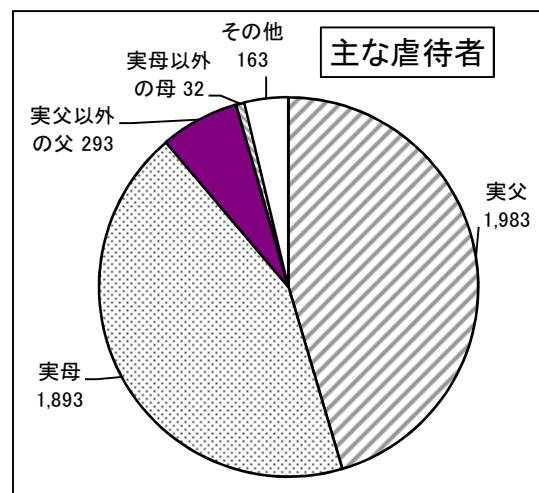
年齢別の虐待内容では、「3歳未満」から「高校生その他」までの全ての年齢層において「心理的虐待」が最も多くなっています。

		3歳未満	3歳以上 就学未満	小学生	中学生	高校生・ その他	計
25年度		325	634	824	374	187	2,344
26年度		546	872	1,031	474	265	3,188
27年度		650	954	1,261	553	308	3,726
28年度		798	1,079	1,448	657	315	4,297
29年度		818	1,101	1,448	660	337	4,364
29 年度 内 訳	性的虐待	2	9	8	18	13	50
	ネグレクト	145	199	189	69	38	640
	身体的虐待	108	237	440	290	150	1,225
	心理的虐待	563	656	811	283	136	2,449

○ 主な虐待者の構成比

主な虐待者は、実父が1,983件(45.4%)で一番多く、次に実母が1,893件(43.4%)となっています。

平成28年度に引き続き、DVを目撃したことによる心理的虐待についての通告の増加に伴い、主たる虐待者として実父が最も多くなりました。



○ 児童虐待相談対応の状況

虐待対応した事案のうち、在宅で指導を行った件数は 3,936 件(90.2%)で、その内訳は、数回の面接や検査、診断などで相談を終えた「助言指導」が 3,417 件(78.3%)、心理療法やカウンセリング・面接による指導等を少なくとも数回以上にわたって継続実施する「継続指導」が 486 件(11.1%)、他の機関に移管、あっせん紹介をする「他機関あっせん」が 8 件(0.2%)、児童福祉司・児童委員の指導措置である「児童福祉司指導・児童委員指導」が 13 件(0.3%)、訓戒又は制約の措置を採った「訓戒・誓約」が 12 件(0.3%)となっています。また、施設等入所や里親委託措置を採ったのは 151 件(3.5%)でした。なお、相談を受けた児童が適切な機関において対応されるよう、児童相談所から市町村に事案を送致する「市町村送致」は 187 件(4.3%)でした。

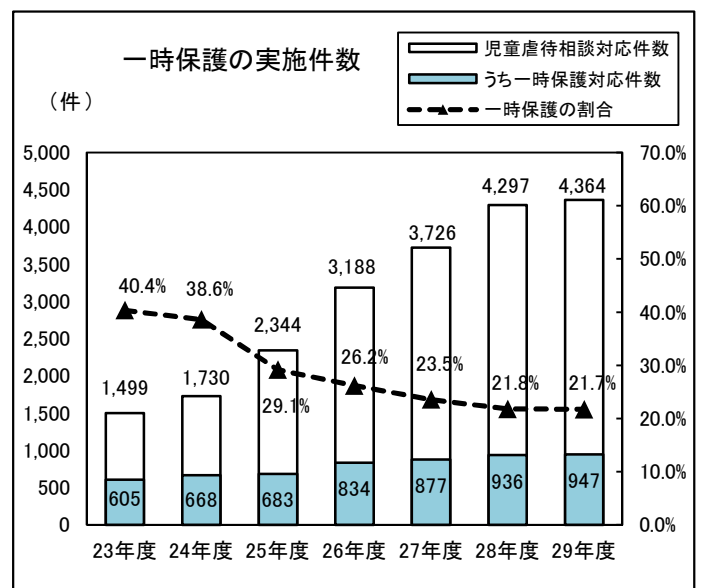
前年度と比べ、数回程度の指導(「助言指導」、「訓戒・誓約」、「他機関あっせん」)が 101.4%(3,389 件→3,437 件)と増加したのに対し、一定期間の継続した指導(「継続指導」、「児童福祉司指導」、「児童委員指導」)が 81.3%(614 件→499 件)、施設入所等の措置(「指定発達支援医療機関入所」、「児童福祉施設入所」、「里親委託」)が 87.3%(173 件→151 件)と減少しています。

	助言指導	継続指導	他機関あっせん	児童福祉司指導	児童委員指導	訓戒・誓約	指定発達支援医療機関入所	児童福祉施設入所	里親委託	市町村送致	その他
25年度	1,568	477	9	0	0	0	0	173	15	0	102
26年度	2,040	626	6	8	0	83	0	233	29	0	162
27年度	2,598	588	5	8	0	178	1	183	21	0	144
28年度	3,333	596	8	16	2	48	0	151	22	0	121
29年度	3,417	486	8	13	0	12	0	127	24	187	90

○ 一時保護の状況

児童虐待相談対応件数 4,364 件のうち、947 件(21.7%)は、児童の安全確保のために一時保護を行っています。

前年度と比較しますと 11 件(+1.2%)増加していますが、児童虐待相談対応件数のうち一時保護を実施した割合は 21.7%となり、前年度の 21.8%とほぼ同数となりました。



(2) 電話相談業務等

ア 家庭支援電話相談事業の概要と実績

児童がいる家庭等の悩みや問題等に対して電話による相談を通じ、早期に適切な援助を行うことを目的とするもので、平成元年10月1日から実施しています。

○ 実施方法

家庭支援相談員（非常勤嘱託員2人）を配置し、専用電話により対応しています。

○ 相談専用電話番号

052-953-4152 通称＝「子ども・家庭110番」

○ 相談日及び相談時間

年間を通して午前9時から午後5時まで（休日及び12/29～1/3を除く）。

○ 対応状況

受け付けた相談439件に対して、助言指導を360件の他、児童相談所への来所指導を38件、他機関紹介を41件行っています。

○ 平成29年度業務実績

(ア) 相談種類別受付件数

区分	養護	虐待	保健	障害	非行	育成	その他	計
件数	69	0	14	21	11	284	40	439

(イ) 受付件数の年次推移

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
件数	896	799	802	548	439

(ウ) 相談者別受付件数

区分	本人	父母	親戚	近隣知人	その他	計
件数	20	338	32	18	31	439

(エ) 相談対象児童年齢別受付件数

区分	2歳未満	2～5歳	6～8歳	9～11歳	12～14歳	15～17歳	18歳以上	計
件数	23	81	79	58	102	56	40	439

イ 子ども相談WEBページ

インターネットの利用者が増えていることから、広報・啓発、相談受付体制の充実のため、子ども相談WEBページを開設しています。

○ 開設時期 平成12年10月31日

○ 内容

児童に関する県の事業、統計等に関する情報提供

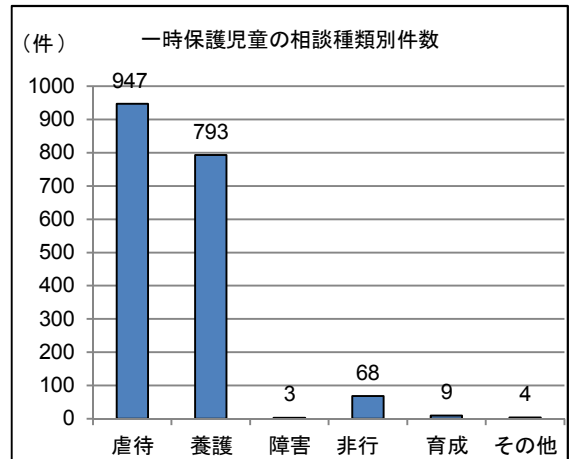
○ 子ども相談WEBページアドレス

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/owari-fukushi/jiso.html>

(3) 一時保護業務

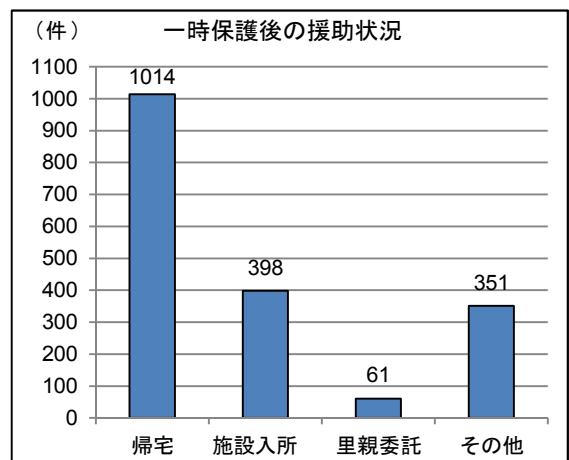
ア 一時保護児童（委託を含む）の相談種類別件数

一時保護を行った児童の総数は 1,824 件（一時保護 699 件、一時保護委託 1,125 件）でした。相談種類別では虐待相談の 947 件（一時保護 384 件、一時保護委託 563 件）で、全体の半数以上（51.9%）を占めています。ついで養護相談が 793 件（一時保護 266 件、一時保護委託 527 件）で、全体の 43.5%となっており、虐待相談と養護相談を合わせると 9 割以上を占めています。



イ 一時保護後（委託を含む）の援助状況

帰宅したのは 1,014 件（55.6%）で、一時保護した児童の半数が家庭に戻っています。その一方で、児童養護施設への入所や里親への委託など家庭と離れることになった事例は 459 件（25.2%）でした。このことから、一時保護後、約 4 分の 1 の児童は、家庭を離れて生活することがわかります。



ウ 一時保護の実人員・延べ日数・平均日数の推移

昨年度に比べ、一時保護の平均日数が減少しています。

区分		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
一時保護 (保護所)	実人員	408	427	691	708	699
	延日数	12,173	12,601	19,896	20,064	19,490
	平均日数	29.8	29.5	28.8	28.3	27.9
一時保護 委託	実人員	986	1,040	775	1,052	1,125
	延日数	22,183	25,303	19,479	22,801	22,682
	平均日数	22.5	24.3	25.1	21.7	20.2

(4) 里親等関連業務

ア 里親登録・委託状況（平成29年度末）

区 分	全 体	内 訳			
		養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組里親
認定及び登録里親数 （世帯数）	382 ※1	375	26	1	228
児童が委託されてい る里親数（世帯数）	94 ※2	66	14	1	19

養育里親：様々な事情により家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭で養育する里親

専門里親：養育里親のうち虐待、非行、障害などの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親

親族里親：実親が死亡、行方不明等により養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親

養子縁組里親：養子縁組によって養親となることを希望する里親

※1 全体数は、重複登録している里親がいるため、内訳数の計と一致しない。

※2 全体数は、重複登録している里親へ児童が委託されているため、内訳数の計と一致しない。

イ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（平成29年度末）

事業所数	定員	入 所		退 所		年度末在籍	
		措置人数	その他	措置人数	その他	措置人数	その他
8	48	4	0	10	0	34	0

ウ 里親支援事業の実施状況

(ア) 里親研修事業

養育里親希望者、養子縁組里親希望者、専門里親希望者及び既に登録している里親を対象に、里親に必要な知識を得るための研修会を開催。

○ 実施状況

- ・養育里親研修：基礎研修・登録前研修 各2回実施（59人修了）
- ・養子縁組里親研修：基礎研修・登録前研修 各2回実施（48人修了）
- ・養育里親更新研修：2回実施（37人修了）
- ・養子縁組里親更新研修：2回実施（28人修了）
- ・専門里親研修：専門里親認定研修1人、専門里親継続研修18人

(イ) 里親委託等推進員の配置

児童相談センターに2名の里親委託等推進員を配置し、里親委託等推進委員会を設置するとともに、総合的に里親等委託を推進するため、関係機関や愛知県里親会連合会との連携を図る。

(ウ) 里親制度普及啓発

a 里親体験発表会の開催

養育・特別養子縁組の経験のある里親が、これまでの児童の養育体験について講演し、併せて里親制度パンフレットにより里親制度の説明を実施。

○ 実施状況

開催回数：10回 参加者：495名

b 制度説明による里親制度普及啓発活動

関係機関等に対し、里親制度および県の里親活動の実態について理解を深めてもらうとともに、里親制度の発展に協力してもらうため、関係機関での会議や研修等の機会を利用して里親制度の説明を実施。

○ 実施状況

参加者数：約360名

主な啓発先：助産師会、保健師協議会、大学講義

主な対象：助産師、保健師、大学生（保健・福祉関係大学）

c ショッピングセンターやイベント会場等における里親制度普及活動

広く県民に対し、里親制度の周知を図るため、愛知県里親会連合会等と協力して、地域のショッピングセンターやイベント会場などにおいて、パネルや里親啓発DVDの展示及び里親啓発リーフレット等を配布。

○ 実施状況

主な配布場所：各市町村、保健師協議会、ショッピングセンター、各種イベントなど。

配布部数等：里親啓発リーフレット 約10,760枚

(エ) 里親養育相互援助事業

a 里親サロン

里親が児童相談センター等に集い、児童福祉司OB等の援助や里親相互の交流により、里親の精神的負担の軽減と養育技術等の向上を図る。

○ 実施状況

開催回数：226回 参加里親数：延1,772人

b 養育里親サロン

養育里親やファミリーホーム関係者を対象に、各児相の児童心理司等同席のもと、経験や困り事等を共有する中で、養育における精神的負担の軽減や、養育力の向上を図る。

○ 実施状況

開催回数：10回 参加里親数：延約125人

(オ) 里親養育援助事業（里親ヘルパー）

里親（家庭）による養育の負担を軽減するため、訪問による生活援助（家事や養育の補助など）や相談援助を実施。

○ 実施状況

実施件数：延 41 件 時間数：延 148.5 時間

(5) 児童虐待防止対策事業

ア 愛知県要保護児童対策協議会設置

○ 目的

児童福祉法 25 条の 2 に基づき、要保護児童関係機関・団体の代表者からなる協議会を設置し、虐待等に関する情報交換等を行う。

○ 内容

設置年月：平成 18 年 8 月

構成：27 機関・団体

○ 実施状況

日時 平成 29 年 10 月 27 日（金） 三の丸庁舎 会議室

- ・平成 28 年度愛知県児童相談センター相談実績の概要等について
- ・平成 29 年度児童虐待防止関連事業について
- ・児童福祉法等の改正について
- ・「新しい社会的養育ビジョン」について

イ 関係機関連絡調整会議の開催

○ 目的

児童虐待の早期発見・早期対応や困難事例に対応するため、児童相談センターごとに地域の関係機関の連絡会議を開催し、ネットワークを強化する。

○ 内容

各児童相談センターが事務局となり、関係機関との情報交換や虐待事例の検討等を行う。

○ 実施状況

実施回数：18 回

参加者数：456 人

主な参加機関：管内児童福祉主管課、教育委員会、主任児童委員、医療機関等

ウ 警察との合同訓練

子どもの安全確保に万全を期すため、立入調査等の対応について警察との合同訓練を実施。

○ 実施状況

日時 平成 29 年 11 月 1 日（水）開催

エ 児童虐待対応弁護士設置

○ 目的

児童虐待相談等に係る法律上の問題や危機介入時の法的なバックアップを行うため、専門的知識を有する弁護士団体へ委託し、適正かつ効果的な相談援助業務を行う。

○ 内容

子どもサポート弁護団（任意団体）に委託し、児童相談センターごとに、定例相談、随時相談等を実施。

○ 実施状況

相談等件数：508件（定例相談 271件 随時相談 102件 その他 135件）
主な内容：児童虐待事例に関する法律相談及び法的援助業務

オ 児童虐待対応法医学専門医師設置

○ 目的

児童虐待に専門的な知識を有する法医学専門医師に依頼し、児童の受けた傷害が虐待によるものかどうかの鑑別診断や職員に対する助言指導を行う。

○ 内容

法医学専門医師 2人
事務局：中央児童・障害者相談センター

○ 実施状況

相談件数：18件
主な内容：児童の怪我、傷の法医学的診断依頼

カ 児童虐待対応精神科医師設置

○ 目的

専門の精神科医師を配置し、虐待を行った保護者等に対するカウンセリングや、職員に対して保護者指導上のアドバイス等を行う。

○ 内容

児童相談センター（中央、一宮、西三河、刈谷）に4人の非常勤嘱託の精神科医師を設置。

○ 実施状況

相談件数：86件
主な相談内容：精神的に不安定な保護者への対応、精神疾患の疑いのある児童への対応等

キ 被虐待児家庭復帰支援員設置

○ 目的

児童福祉司等と協力して被虐待児童の家庭復帰を援助する等の業務を行う支援員を配置し、児童虐待相談等への対応を強化する。

○ 内容

児童福祉司、児童心理司等と協力し、被虐待児童の家庭復帰と家族再統合を図るために情報収集や関係機関の調整、児童及び保護者の心理的評価、治療、家族関係の調整等を行う。

- 実施状況
支援員数：27人
延勤務日数：902日（時間）

ク 一時保護所心理職員設置

- 目的
一時保護所に心理職員（賃金職員）を配置し、入所児童に対し、カウンセリングなどの心理治療等を実施する。
- 内容
非常勤の心理職員
- 実施状況
心理職員数4人

ケ 一時保護委託施設支援

- 目的
施設へ一時保護委託した場合、委託費に含まれない教材費等や委託の際に必要な健康診断・検便検査に係る費用を施設に助成し、委託児童の処遇の充実及び施設に対する支援を行う。
- 実施状況
委託時支度金（1人3,240円） 937名
健康診断料（1人上限3,240円） 10名

(6) その他の県の事業

ア NPOとの連携

- 目的
児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応のために、地域の関係者等向け研修の開催を、専門的ノウハウを持つNPOに委託して実施する。
- 内容
幼・小・中学校教員、保育士等を対象に虐待についての基本的な知識・対応について学ぶ研修を行うとともに、市町村の児童相談窓口担当職員、児童養護施設職員等を対象とした現場の具体的問題に即した実践的な研修を行う。
- 実施状況
 - ①日時 平成29年7月26日（水）
テーマ「困難を抱える保護者と児童の対応について」
参加者 142人
 - ②日時 平成29年11月30日（木）
テーマ「妊娠相談の多機関連携～相談・介入・支援～」

参加者 70人

イ 児童虐待防止啓発事業「オレンジリボンキャンペーン2017」

○ 目的

広く県民に対し、児童虐待問題に関する理解の促進と早期発見のための通告先の周知を図る。

○ 実施状況

- ①児童虐待防止啓発グッズを作成し、小学校新1年生及びその保護者等に配布
- ②児童虐待防止月間である11月を重点に、街頭やイベント等で啓発グッズを配付

3 資料

福祉行政報告例等

第1表 児童(・障害者)相談センター別・相談種類別受付件数

区分	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計	再掲		
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談			児童虐待通告	いじめ相談	児童売春等被害
中央	539	325	2	6			57	607	37	25	23	73	13	35	33	20	1,795	645	3	
海部	337	240	2	6		2	12	421	33	9	18	50	5	26	86	14	1,261	356	1	
知多	567	347		7			21	793	46	21	10	83	7	14	57	2	1,975	667	1	
西三河	633	257		23	1		23	704	56	12	10	48	8	24	11	5	1,815	667		
豊田加茂	432	169	2	9			31	643	38	14	10	57	13	16	26	10	1,470	452	7	
新城設楽	34	21					2	44	2	1	4	6	3	40	18	4	179	34		
東三河	536	399	2	16		1	39	811	67	31	23	49	6	19	22	101	2,122	553	1	
一宮	579	495		6		1	34	859	61	17	24	92	30	42	57	10	2,307	720	7	
春日井	506	420	1	1		4	22	610	34	32	41	69	15	17	83	42	1,897	522	2	
刈谷	310	585		10			34	606	51	21	20	57	22	18	25	14	1,773	525	3	
小計	4,473	3,258	9	84	1	8	275	6,098	425	183	183	584	122	251	418	222	16,594	5,141	25	
子ども家庭110番		69	14			4		3	14	11		218	1		65	40	439		18	
合計	4,473	3,327	23	84	1	12	275	6,101	439	194	183	802	123	251	483	262	17,033	5,141	43	
構成比	26.3%	19.5%	0.1%	0.5%	0.0%	0.1%	1.6%	35.8%	2.6%	1.1%	1.1%	4.7%	0.7%	1.5%	2.8%	1.5%	100.0%			

第2表 児童(・障害者)相談センター・経路別受付件数

区分	県			市 町 村			児童福祉施設・指定医療機関			認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学 校 等			里親	児童委員(通告の仲介を含む)	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計	
	児童相談所	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設				指定医療機関	保健所	医療機関	幼稚園	学校								教育委員会等
男	151	3	79	3,912	13	79	317	20	136	6		2,248	11	2	110	13	124	15	13	2	2,479	460	31	115	10,339
女	137	1	61	1,973	8	59	163	12	100	4	1	1,894	4	3	93	15	139	14	8	1	1,402	417	89	96	6,694
計	288	4	140	5,885	21	138	480	32	236	10	1	4,142	15	5	203	28	263	29	21	3	3,881	877	120	211	17,033
構成比	1.7%	0.0%	0.8%	34.6%	0.1%	0.8%	2.8%	0.2%	1.4%	0.1%	0.0%	24.3%	0.1%	0.0%	1.2%	0.2%	1.5%	0.2%	0.1%	0.0%	22.8%	5.1%	0.7%	1.2%	100.0%

第3表 年齢別・相談種類別受付件数(子ども家庭110番を含む)

区分	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計	再掲		
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	く犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談			児童虐待通告	いじめ相談	児童売春等被害
0歳	296	386	4				2	1							20	34	743	340		
1歳	287	206	4	1			8	125							21	16	668	326		
2歳	269	208	1	2		1	16	270	6					70	19	862	318			
3歳	293	229	1	5			23	630	36				6	5	145	10	1,383	345		
4歳	263	170		8	1		5	318	20				10	4	86	17	902	312		
5歳	285	166	1	8		1	36	619	56				16	24	108	8	1,328	326		
6歳	281	180	1	6		1	11	338	34				40	3	34	22	964	334	1	
7歳	269	179		9		2	24	431	68		2	62	1	33	8	12	1,100	315	2	
8歳	261	153	1	13		3	10	236	38	2	3	57	5	20		8	810	297	2	
9歳	265	146		3			9	190	23	6	4	58	8	27	2	7	748	307		
10歳	255	152		5		1	21	375	33	7	11	47	11	14		10	942	290	2	
11歳	222	141	2	2			11	278	17	8	13	53	11	24	1	5	788	263	2	
12歳	203	162		7		2	14	289	37	20	28	100	15	13		11	901	238	1	
13歳	244	177	1	4		1	19	402	20	31	81	101	26	17		6	1,130	284	5	
14歳	257	182		5			14	422	26	40	34	99	22	18		15	1,134	289	5	
15歳	188	166	1	1			18	320	13	34	6	52	12	5		7	823	206	2	
16歳	179	165	3	1			18	373	6	27		49	5	6		7	839	208	12	
17歳	120	124	2	3			15	464	4	15		46	4	6		10	813	133	9	
18歳以上	36	35	1	1			1	20	2	4	1	6		1		47	155	10		
計	4,473	3,327	23	84	1	12	275	6,101	439	194	183	802	123	251	483	262	17,033	5,141	43	

第4表 相談種類別対応件数(子ども家庭110番を含む)

区分	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所・社会福祉主事指導を含む 福祉事務所送致又は通知(知的障害)	訓戒・誓約所	児童福祉施設		指定医療機関	里親	送致 法第27条1項第4号による家庭裁判所	障害児入所施設等への利用契約	その他	計
	助言指導	継続指導	他機関あっせん								入所	通所 (入所の再)						
養護相談	児童虐待相談	3,417	486	8	13			187		12	127			24			90	4,364
	その他の相談	2,705	213	83	7			42			150			50		1	59	3,310
保健相談		23																23
障害相談	肢体不自由相談	8									2					75	1	86
	視聴覚障害相談	1																1
	言語発達障害等相談	11		1														12
	重症心身障害相談	252									1		1			24		278
	知的障害相談	6,087	4									5				6	3	6,105
	発達障害相談	437	2	4								2						445
非行相談	ぐ犯行為等相談	114	28	13	11					1	10			2	2		5	186
	触法行為等相談	5	8		60					76	6	2			7		16	178
育成相談	性格行動相談	709	41	24	1						8						6	789
	不登校相談	111	2	10														123
	適性相談	246																246
	育児・しつけ相談	475	1	6														482
その他の相談		314		43													2	359
計		14,915	785	192	92			229		89	311	2	1	76	9	106	182	16,987
再掲	いじめ相談	41		2														43
	児童買春等被害相談																	0

第5表 調査・診断及び心理療法・カウンセリング等の実施状況

区分	調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児童	21,435	2,101	81	679	5,831	1,280	376	61	1,445			978	810	11
(再掲)児童虐待	11,554	484	25	251	313	68	147	19	633			389	392	1
(再掲)非行	1,186	65	3	37	103	2	127	12	192			283	77	
保護者	65,675				1		2	1	6,737		3	264	1,343	3
(再掲)児童虐待	35,265				1		2	1	126		2	136	653	
(再掲)非行	2,459								26		1	38	192	
その他	138,286								1,165			44	949	2
(再掲)児童虐待	74,009								299			27	488	
(再掲)非行	5,319								17			2	38	
計	225,396	2,101	81	679	5,832	1,280	378	62	9,347		3	1,286	3,102	16
(再掲)児童虐待	120,828	484	25	251	314	68	149	20	1,058		2	552	1,533	1
(再掲)非行	8,964	65	3	37	103	2	127	12	235		1	323	307	

第6表 養護相談の理由別対応件数

1 養護相談の理由

区 分	家出 (失踪含む)	死亡	離婚	傷病 (入院含む)	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設入所	8	7	3	13	127	75	44	277
里親委託	1	1	0	5	24	24	19	74
面接指導	56	19	63	272	3,911	2,288	303	6,912
その他	4	1	1	5	302	79	19	411
計	69	28	67	295	4,364	2,466	385	7,674

2 虐待相談(再掲)

(1) 虐待相談の児童福祉施設入所内訳

区 分	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	その他	計
児童福祉施設入所	76	23	0	11	17	127

(2) 虐待相談の相談種別・経路

区 分	県			市町村			児童福祉施設・指定医療機関			認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等			里親	(通告の仲介を含む) 児童委員	
	児童相談所	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設				指定支援医療機関	保健所	医療機関	幼稚園	学校			教育委員会等
身体的虐待	36	4	15	169	1	6	12	6	33	1	1	546	0	0	44	5	101	2	1	1
性的虐待	7	0	0	17	0	0	0	0	2	0	0	7	0	0	3	1	5	1	2	0
心理的虐待	40	2	18	45	0	1	7	3	3	0	0	2,059	0	0	21	2	17	1	0	0
ネグレクト	54	2	21	73	0	7	9	3	22	0	0	206	0	4	33	7	22	3	1	4
計	137	8	54	304	1	14	28	12	60	1	1	2,818	0	4	101	15	145	7	4	5

家族						親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
虐待者本人			虐待者以外							
父親	母親	その他	父親	母親	その他					
5	69	2	9	26	9	16	83	14	8	1,225
0	0	0	0	1	0	2	2	0	0	50
3	17	0	8	35	9	17	126	11	4	2,449
2	13	0	12	7	7	15	103	0	10	640
10	99	2	29	69	25	50	314	25	22	4,364

(3) 虐待相談の主な虐待者

区 分	実父	実父以外の 父親	実母	実母以外の 母親	その他	計
相談件数	1,983	293	1,893	32	163	4,364

(4) 被虐待児の年齢・相談種類別

区 分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
0～3歳未満	108	2	563	145	818
3歳～就学前児童	237	9	656	199	1,101
小学生	440	8	811	189	1,448
中学生	290	18	283	69	660
高校生・その他	150	13	136	38	337
計	1,225	50	2,449	640	4,364

(5) 児童虐待防止法関係

区 分	安全確認	出頭要求	立入調査	再出頭要求	臨検・捜索	援助要請	保護者指導 勧告	一時保護・施設措置等	親権喪失審判	親権停止審判	管理権喪失審判	全部制限	面会制限	通信制限	住所情報の制限	接近禁止命令
件 数	4,364	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3 親権・後見人関係

区 分	法第28条第1項第 1号・2号による 措置	法第28条第 2項による 措置	親権喪失審判 の請求	親権停止審判 の請求	後見人選任 の請求	後見人解任 の請求
請求件数	6	6	0	0	0	0
承認件数	6	6	0	0	0	0
却下件数	0	0	0	0	0	0
取下げ件数	0	0	0	0	0	0

4 家庭裁判所勧告

区 分	家庭裁判所 勧告
件 数	0

第7表 障害相談

1 判定書発行件数

用途	就職	就学・就園	福祉サービス	特別 扶養 児童 手当	その他	計
件数	221	130	118	101	147	717

2 療育手帳新規交付・再判定件数

区分	新規交付				再判定			
	A判定	B判定	C判定	計	A判定	B判定	C判定	計
中央	27	35	124	186	171	87	127	385
海部	8	23	95	126	74	55	93	222
知多	21	36	128	185	162	109	160	431
西三河	22	35	137	194	163	98	159	420
豊田加茂	20	41	103	164	183	87	111	381
新城設楽	2	3	13	18	8	7	8	23
東三河	26	43	122	191	199	120	159	478
一宮	41	44	138	223	195	122	181	498
春日井	23	40	119	182	156	70	141	367
刈谷	21	36	122	179	132	81	141	354
計	211	336	1,101	1,648	1,443	836	1,280	3,559

3 療育手帳台帳管理件数（年度末現在）

区分	A判定	B判定	C判定	計
中央	437	273	592	1,302
海部	200	147	391	738
知多	452	295	703	1,450
西三河	439	295	655	1,389
豊田加茂	465	236	514	1,215
新城設楽	28	19	59	106
東三河	506	329	704	1,539
一宮	525	364	808	1,697
春日井	376	230	544	1,150
刈谷	341	248	601	1,190
計	3,769	2,436	5,571	11,776

4 特別児童扶養手当診断書発行件数

件数	884
----	-----

第8表 里親の状況

1 里親の登録数と委託状況

区 分	全体	内 訳			
		養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組によって養親となることを希望する里親
認定及び登録里親数(世帯数)	382	375	26	1	228
新規登録(平成29年度)	36	35	1	0	27
児童が委託されている里親数(世帯数)	94	66	14	1	19
新規委託(平成29年度中)		16	4	1	22
委託解除(平成29年度中)		33	1	1	14

2 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)

事業所数	定数	前年度末在籍		入所		退所		年度末在籍	
		措置人数	その他	措置人数	その他	措置人数	その他	措置人数	その他
8	48	40	0	4	0	10	0	34	0

3 里親に委託された児童

区 分	新規又は措置変更により委託された児童数(年度中)				措置を解除又は変更された児童数(年度中)												年度末現在委託児童数	
	児童福祉施設から受託	家庭から受託	その他	計	解 除								変 更					
					保護の必要がなくなり帰宅	普通養子縁組	特別養子縁組	満年	逃亡	死亡	就職	その他	計	児童福祉施設に入所	他の里親に委託	その他		計
里親に委託されている児童	18	30	21	69	13	1	22	7	1	0	4	2	50	12	4	6	22	125
(里親の種類別)																		
養育里親に委託されている児童	11	22	6	39	13	0	9	6	1	0	3	2	34	10	4	6	20	89
専門里親に委託されている児童	1	3	2	6	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	1	17
親族里親に委託されている児童	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
養子縁組によって養親となることを希望する里親に委託されている児童	6	5	12	23	0	1	13	0	0	0	0	0	14	1	0	0	1	18
小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)	0	1	3	4	1	0	0	1	0	0	0	3	5	2	2	1	0	34

4 年齢階級別委託児童数

区 分		年齢階級別委託児童数(年度末)					
		0歳	1~6歳	7~12歳	13~15歳	16歳以上	計
里親に委託されている児童	男	10	19	18	13	14	74
	女	7	17	8	9	10	51
(里親の種類別)	養育里親に委託されている児童	4	28	22	16	19	89
	専門里親に委託されている児童	1	2	3	6	5	17
	親族里親に委託されている児童	0	0	1	0	0	1
	養子縁組によって養親となることを希望する里親に委託されている児童	12	6	0	0	0	18
小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)	男	0	3	9	5	4	21
	女	0	5	5	2	1	13

第9表 一時保護の状況

1 所内保護分

区分	前年度末継続保護	受付(年度中)				対応(年度中)								年度末継続保護	
		0~5歳	6~11歳	12~14歳	15歳以上	児童福祉施設入所	里親委託	送所 他の児童 機関に移	家庭裁判所送致	帰宅	その他	計	延日数		
養護	児童虐待	22	75	156	101	64	44	7	3	0	285	45	384	11,878	34
	その他	20	37	90	87	51	64	6	7	0	165	24	266	6,535	19
障害		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
非行		1	0	1	27	15	8	4	2	1	23	3	41	961	3
育成		1	0	1	2	1	1	0	0	0	3	0	4	72	1
保健・その他		0	0	0	3	1	0	0	0	0	2	2	4	44	0
計		44	112	248	220	132	117	17	12	1	478	74	699	19,490	57
延日数							5,637	391	218	28	10,793	2,423	19,490		

2 委託保護分

区分	前年度末継続委託保護	委託(年度中)				委託解除(年度中)										年度末継続委託保護		
		0~5歳	6~11歳	12~14歳	15歳以上	警察等	児童福祉施設					里親	その他	計	延日数			
児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	治療施設	児童心理施設	障害児関係施設		その他の施設											
養護	児童虐待	28	173	166	136	89	26	375	42	0	5	20	3	60	32	563	11,575	29
	その他	18	225	123	87	111	17	288	43	0	8	25	2	104	40	527	10,673	37
障害		0	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2	3	93	0	
非行		2	0	1	16	11	5	16	0	0	3	0	0	1	2	27	293	3
育成		0	0	0	3	2	0	4	0	0	1	0	0	0	5	48	0	
保健・その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計		48	399	291	243	213	48	683	85	0	18	45	5	165	76	1,125	22,682	69
延日数							48	10,760	3,018	0	348	1,112	15	3,066	4,315	22,682		

区分	児童福祉施設入所	対応(年度中)					計	
		里親委託	所 他の児童 機関に相 談致	家 庭裁判 所送致	帰 宅	そ の 他		
養護	児童虐待	141	12	15	0	248	147	563
	その他	128	31	23	1	277	67	527
障害		0	0	0	0	2	1	3
非行		11	1	1	0	6	8	27
育成		1	0	0	0	3	1	5
保健・その他		0	0	0	0	0	0	0
計		281	44	39	1	536	224	1,125
延日数								

第10表 市町村別・相談種類別受付件数

区分	養護相談		保健	障害相談					非行相談		育成相談				その他	計	
	児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚	言語発達	重症心身	知的障害	発達障害	ぐん犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性			育児・しつけ
中 央	瀬戸市	90	87				11	101	3	11	10	13	5	4	2	2	339
	尾張旭市	49	28		2		5	83	2	3	3	7		2		2	186
	豊明市	77	40		1		13	77	5	3	4	3	2	3	2	1	231
	日進市	59	22	1			6	68	4	1	2	6		6		5	180
	清須市	54	35				8	60	13	2		15		4	2	2	195
	北名古屋	91	52	1	2		7	93	3	1	3	20	2	3	16	2	296
	長久手市	64	31				4	34	3			5	3	3	5		152
	東郷町	30	14		1		2	70	3	2		1		3	2		128
	豊山町	17	8					16	1		1			5	3		51
	管外	8	8				1	5		2		3	1	2	1	6	37
	小計	539	325	2	6		57	607	37	25	23	73	13	35	33	20	1,795
	海 部	津島市	60	51		1		3	81	7	1	2	9	1	6	20	
愛西市		38	16				1	68	4		1	7		15	13		163
弥富市		31	14			1	1	57	2			5	1			1	113
あま市		84	70		4	1	3	132	12	5	5	7	1	1	40	8	373
大治町		63	43	2			3	40	4	1	6	17	1	2	10	1	193
蟹江町		54	33		1		1	39	3			2		1	3		137
飛島村		3						3	1								7
管外		4	13					1		2	4	3	1	1		4	33
小計	337	240	2	6	2	12	421	33	9	18	50	5	26	86	14	1,261	
知 多	半田市	138	94		3		4	194	11	8	3	23	1	3	18		500
	常滑市	47	27					65	5	1		4	3		6		158
	東海市	103	50		2		5	137	10	5	4	8	1		1		326
	大府市	65	31		1		3	100	6	1	2	6			4		219
	知多市	67	37				2	82	1	1	1	15		2	1	1	210
	阿久比町	23	18				1	52	2	2		1		3			102
	東浦町	26	26				3	66	5			3		1	3		133
	南知多町	6	5					16				1		1	1		30
	美浜町	9	7		1		1	28	3	1		3		2	1		56
	武豊町	63	27				2	53	3	1		14		2	19		184
	管外	20	25							1		5	2		3	1	57
小計	567	347		7		21	793	46	21	10	83	7	14	57	2	1,975	
西 三 河	岡崎市	398	169		15		16	444	36	5	4	33	8	17	6	2	1,153
	西尾市	200	64		6	1	6	212	13	2	5	14		7	4		534
	幸田町	28	10		2		1	45	6	1	1				1		95
	管外	7	14					3	1	4		1				3	33
	小計	633	257		23	1	23	704	56	12	10	48	8	24	11	5	1,815

区分	養護相談		保健	障害相談						非行相談		育成相談					計	
	児童虐待	その他		肢体不自由	視聴覚	言語発達	重症心身	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	その他		
豊田加茂	豊田市	365	139	2	7			29	562	28	14	10	38	10	10	23	6	1,243
	みよし市	57	22		2			2	80	8			8	3	4		3	189
	管外	10	8						1	2			11		2	3	1	38
	小計	432	169	2	9			31	643	38	14	10	57	13	16	26	10	1,470
新城設楽	新城市	16	16					2	39	2		3	6	1	39	18	3	145
	設楽町	2	3						3						1			9
	東栄町								1		1	1		1				4
	豊根村		1						1									2
	管外	16	1											1			1	19
	小計	34	21					2	44	2	1	4	6	3	40	18	4	179
東三河	豊橋市	339	249	2	11		1	21	434	37	23	11	24	4	11	7	63	1,237
	豊川市	115	83		3			11	230	18	2	7	10	2	7	10	21	519
	蒲郡市	29	27					4	88	4	1	3	4		1	2	2	165
	田原市	40	18		2			2	57	5	1	1	7			1	7	141
	管外	13	22					1	2	3	4	1	4			2	8	60
	小計	536	399	2	16		1	39	811	67	31	23	49	6	19	22	101	2,122
一宮	一宮市	308	340		4		1	16	409	32	5	4	60	18	25	29	4	1,255
	犬山市	44	15		1			4	76	3		1	1	1		7	1	154
	江南市	73	34					3	88	7	1	6	11	2	6	6	2	239
	稲沢市	86	55		1			7	165	6	9	11	5	4	5	1	2	357
	岩倉市	33	21					2	50	5		1	3	1	3	9	1	129
	大口町	6	7						25	2	1		7	1	1	2		52
	扶桑町	29	15					2	44	5		1		2	2	3		103
	管外		8						2	1	1		5	1				18
	小計	579	495		6		1	34	859	61	17	24	92	30	42	57	10	2,307
春日井	春日井市	306	276	1	1		3	15	396	17	18	13	46	12	9	62	26	1,201
	小牧市	196	113				1	7	214	14	10	28	13	2	4	16	3	621
	管外	4	31							3	4		10	1	4	5	13	75
	小計	506	420	1	1		4	22	610	34	32	41	69	15	17	83	42	1,897
刈谷	碧南市	25	43		4			2	106	5	1	2	5	1	4	6		204
	刈谷市	75	157		2			9	134	19	8	4	13	6	3	5	9	444
	安城市	115	189		3			10	210	18	5	2	22	4	5	7	3	593
	知立市	42	115		1			8	94	8	2	4	9	8	3	6		300
	高浜市	46	66					5	61		4	8	4		3			197
	管外	7	15						1	1	1		4	3		1	2	35
	小計	310	585		10			34	606	51	21	20	57	22	18	25	14	1,773
子ども家庭110番		69	14				4		3	14	11		218	1		65	40	439
合計	4,473	3,327	23	84	1	12	275	6,101	439	194	183	802	123	251	483	262		17,033

第11表 相談受付・処理件数等の年度推移

1 相談種類別受付件数の年度推移

区分	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計	再掲 いじめ相談
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談			
平成25年度	2,400	2,488	92	90	9	43	230	5,407	457	269	259	1,285	152	315	616	179	14,291	46
平成26年度	3,198	2,465	62	92	4	29	250	5,666	491	280	227	1,197	182	276	564	209	15,192	63
平成27年度	3,781	2,602	34	68	11	18	242	5,826	458	253	184	1,174	126	219	488	190	15,674	44
平成28年度	4,307	3,191	30	82	6	20	282	5,765	458	212	189	914	137	190	469	364	16,616	54
平成29年度	4,473	3,327	23	84	1	12	275	6,101	439	194	183	802	123	251	483	262	17,033	43

2 対応別件数の年度推移

区分	当年度受付件数	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致又は通知(知的障害者)	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定発達支援医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号による家庭裁判	所送致	障害児入所施設等への利用契約	その他	当年度処理件数	当年度未処理件数
		助言指導	継続指導	他機関あつせん								入所	送致(入所の再掲) 法第27条の3による家庭裁判所	通所								
平成25年度	14,291	12,083	807	253	112						84	406			1	75	12	105	260	14,198	444	
平成26年度	15,192	12,829	933	264	107						155	476			1	98	15	115	309	15,302	368	
平成27年度	15,674	13,221	896	195	90						246	407			3	83	15	99	317	15,572	463	
平成28年度	16,616	14,432	891	212	83	2					126	362			1	95	5	112	247	16,568	606	
平成29年度	17,033	14,915	785	192	92			229			89	311	2		1	76	9	106	182	16,987	764	

3 対応延件数の推移(福祉行政報告例第48表)

区分	虐待相談	非行相談	その他	計
平成25年度	107,890	11,627	95,441	214,958
平成26年度	115,730	11,303	94,161	221,194
平成27年度	131,412	11,637	90,355	233,404
平成28年度	132,142	8,659	103,813	244,614
平成29年度	125,285	10,179	114,099	249,563

4 養護相談(対応件数)の理由別状況の年度推移

区分	保護者等の				家庭環境		その他	計
	家出	死亡	離婚	傷病	虐待	その他		
平成25年度	77	13	81	286	2,344	1,617	414	4,832
平成26年度	77	21	71	240	3,188	1,695	391	5,683
平成27年度	58	17	55	235	3,726	1,729	443	6,263
平成28年度	50	19	81	306	4,297	2,285	432	7,470
平成29年度	69	28	67	295	4,364	2,466	385	7,674

5 虐待相談の推移

(1) 受付経路

区分	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
平成25年度	248	37	227	27	290	4	2	56	76	1,037	153	187	2,344
平成26年度	286	34	311	40	398	2	11	145	100	1,387	203	271	3,188
平成27年度	294	50	290	29	372	1	2	125	76	2,016	240	231	3,726
平成28年度	330	55	336	37	305	3	2	109	56	2,604	224	236	4,297
平成29年度	234	50	314	25	304	6	4	101	77	2,818	168	263	4,364

(2) 虐待の種別

区分	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	計
平成25年度	977	487	73	807	2,344
平成26年度	1,077	748	65	1,298	3,188
平成27年度	1,225	596	63	1,842	3,726
平成28年度	1,278	655	53	2,311	4,297
平成29年度	1,225	640	50	2,449	4,364

(3) 主な虐待者

区分	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
平成25年度	987	206	1030	21	100	2,344
平成26年度	1291	251	1,506	32	108	3,188
平成27年度	1,677	280	1,566	26	177	3,726
平成28年度	2,046	286	1,804	21	140	4,297
平成29年度	1,983	293	1,893	32	163	4,364

(4) 対応状況

区分	助言指導	継続指導	他機関あつせん	訓戒・誓約	児童福祉司指導	児童福祉施設入所	里親委託	市町村送致	その他	計
平成25年度	1,568	477	9	0	0	173	15		102	2,344
平成26年度	2,040	626	6	83	8	234	29		162	3,188
平成27年度	2,598	588	5	178	8	184	21		144	3,726
平成28年度	3,333	596	8	48	16	151	22		123	4,297
平成29年度	3,417	486	8	12	13	127	24	187	90	4,364

6 一時保護人員（年度中対応）の推移

（１）保護所実施分

区分	虐待		養護（その他）		障害		非行		その他		計	
	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
平成25年度	244	8,184	111	2,796	0	0	39	885	14	308	408	12,173
平成26年度	265	9,004	121	2,889	1	19	39	682	1	7	427	12,601
平成27年度	414	12,922	212	5,816	1	30	51	755	13	373	691	19,896
平成28年度	407	11,581	243	6,984	0	0	47	1,103	11	396	708	20,064
平成29年度	384	11,878	266	6,535	0	0	41	961	8	116	699	19,490

（２）一時保護委託分

区分	虐待		養護（その他）		障害		非行		その他		計	
	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
平成25年度	439	11,369	501	9,708	5	135	29	683	12	288	986	22,183
平成26年度	569	16,640	423	7,797	10	222	21	226	17	418	1,040	25,303
平成27年度	463	12,564	274	5,783	6	201	21	515	11	416	775	19,479
平成28年度	529	13,826	484	7,648	10	296	15	130	14	901	1,052	22,801
平成29年度	563	11,575	527	10,673	3	93	27	293	5	48	1,125	22,682

第12表 市町村別人口・児童数

平成30年4月1日現在（人口動向調査）（単位：人）

児童	障害者	市町村名	人 口	18歳未満の児童数	児童	障害者	市町村名	人 口	18歳未満の児童数	
中央		瀬戸市	128,063	19,839	西三河	西三河	岡崎市	386,063	67,625	
		尾張旭市	81,637	13,875			西尾市	169,480	29,318	
		豊明市	69,245	10,893			幸田町	41,204	8,152	
		日進市	90,509	17,430			小計	596,747	105,095	
		清須市	69,161	11,710	豊田加茂		豊田市	424,520	71,702	
		北名古屋市	85,419	15,070			みよし市	62,728	12,147	
		長久手市	59,803	12,023			小計	487,248	83,849	
		東郷町	43,584	8,419	刈谷		河三	碧南市	72,442	12,474
		豊山町	15,617	2,938				刈谷市	151,203	26,084
		小計	643,038	112,197				安城市	187,312	34,403
津島市	62,142	9,261	知立市	71,276		12,108				
海部	中	愛西市	61,715	9,442	新城設楽	東三河		高浜市	47,895	9,054
		弥富市	43,049	6,892				小計	530,128	94,123
		あま市	87,262	14,723				新城市	45,490	6,445
		大治町	32,025	6,077				設楽町	4,700	469
		蟹江町	36,972	5,615				東栄町	3,121	318
		飛鳥村	4,489	735				豊根村	1,068	128
		小計	327,654	52,745			小計	54,379	7,360	
		知多	央	半田市			117,636	19,435	東三河	河三
常滑市	57,529			9,895	豊川市	183,125	31,295			
東海市	113,047			20,564	蒲郡市	80,075	12,342			
大府市	91,445			16,875	田原市	61,021	9,634			
知多市	84,157			13,994	小計	697,054	115,465			
阿久比町	28,233			5,490	合計		5,209,946	883,386		
東浦町	49,186			8,356						
南知多町	17,746			2,075						
美浜町	23,001			3,100						
武豊町	42,723			7,445						
小計	624,703	107,229								
一宮		一宮市	380,303	63,091						
		犬山市	73,823	11,592						
		江南市	98,034	15,967						
		稲沢市	135,847	21,859						
		岩倉市	47,738	7,398						
		大口町	23,890	4,406						
		扶桑町	33,993	5,801						
		小計	793,628	130,114						
春日井		春日井市	306,689	51,437						
		小牧市	148,678	23,772						
		小計	455,367	75,209						

第13表 児童福祉施設入所状況

平成30年4月1日現在（措置のみ）

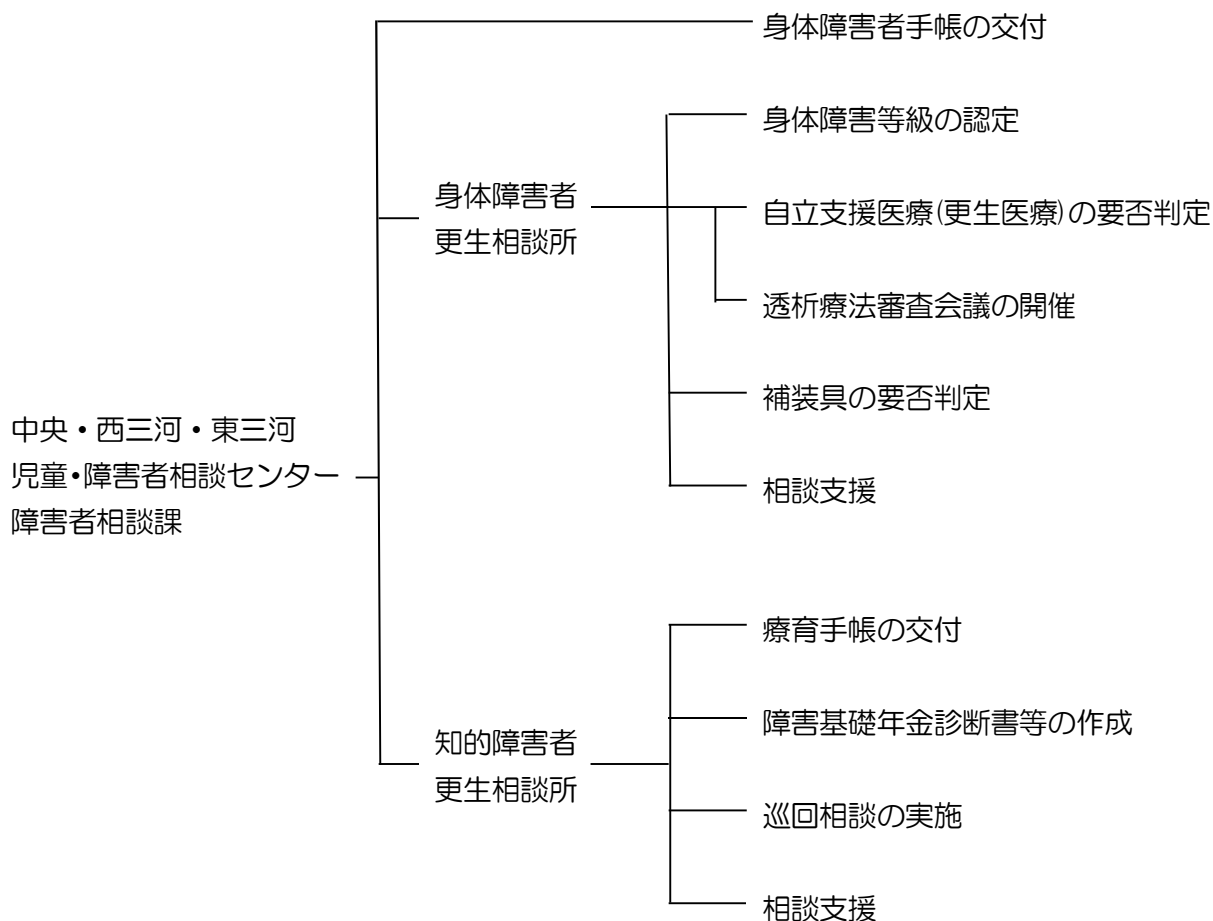
施設種別	施設名	定員 (人)	現員 (人)	施設種別	施設名	定員 (人)	現員 (人)	
乳児院	豊橋ひかり乳児院	49	37	福祉型障害児 入所施設	岩崎学園	65	56	
	竜陽園	20	13		豊橋ゆたか学園	40	34	
	赤ちゃんの家さくらんぼ	20	11		若草学園	50	30	
	ひよこハウス	20	14		小原学園	50	38	
	玉葉会乳児院（名古屋）	—	2		トイBOX	40	33	
	衆善会乳児院（名古屋）	—	3		はるひ台学園	80	4	
	中央有鄰学院ほだか（名古屋）	—	1		米山寮盲児部	17	8	
児童養護施設	豊橋平安寮	70	68		医療型障害児 入所施設	愛松学園（名古屋）	—	1
	豊橋若草育成園	60	51			Share金沢（金沢）	—	3
	岡崎平和学園	57	57			指定発達支援 医療機関	こばと学園	120
	プティヴィラージュ	51	41	青い鳥医療療育センター			170	24
	子どもの家ともいき	50	40	三河青い鳥医療療育センター			140	2
	照光愛育園	50	45	信愛医療療育センター			64	4
	宇宙	48	39	さくら療育園（兵庫）			—	1
	光輝寮	42	35	聖隷おおぞら療育センター（静岡）			—	3
	あいさんテラス	50	49	明和病院なでしこ（三重）			—	1
	オリーブ	50	50	東名古屋病院			—	6
	梅ヶ丘学園	60	58		豊橋医療センター		—	2
	なかよしこよし	30	28		石川病院（石川）		—	1
	溢愛館	40	25		敦賀医療センター（福井）	—	1	
	知多学園八波寮	36	20	天竜病院（静岡）	—	6		
	知多学園松籟荘	36	34	里	親	—	126	
	八楽児童寮	47	39	ファミリーホーム		—	34	
	暁学園	23	16	総		計	—	1,494
	児童養護施設	蒲生会大和荘	63	46				
		中日青葉学園あおば館	55	44				
		赤羽根学園	41	38				
		名古屋文化キンダーホルト	45	36				
		風の色	30	29				
		樹心寮（岐阜）	—	1				
誠心寮（岐阜）		—	2					
児童心理 治療施設	愛厚ならわ学園	50	46					
	中日青葉学園わかば館	35	29					
	悠（三重）	—	14					
児童自立支援施設	愛知学園	64	9					
	武蔵野学院（埼玉）	—	1					
	明石学園（兵庫）	—	1					
	淡海学園（滋賀）	—	1					

第3 障害者相談部門の業務

1 概要

中央・西三河・東三河の各児童・障害者相談センターの障害者相談課は、身体障害者福祉法第11条に基づく「身体障害者更生相談所」及び知的障害者福祉法第12条に基づく「知的障害者更生相談所」として、身体障害者手帳の交付（名古屋市及び中核市を除く。）、自立支援医療（更生医療）の要否判定（名古屋市を除く。）、補装具の要否判定（同）、18歳以上の知的障害者への療育手帳の交付（同）などの業務を行っている。

また、海部・知多・豊田加茂・新城設楽の各児童・障害者相談センターに障害者相談担当を配置し、身体障害者・知的障害者に関する相談支援に対応している。



(注) 相談支援に関しては、海部・知多・豊田加茂・新城設楽の各児童・障害者相談センターにおいても対応している。

2 業務内容

(1) 身体障害者手帳の交付（身体障害等級の認定）

身体障害者福祉法別表に規定する身体上の障害がある者について、指定医が作成した診断書に基づき障害等級の認定を行い、身体障害者手帳を交付する。

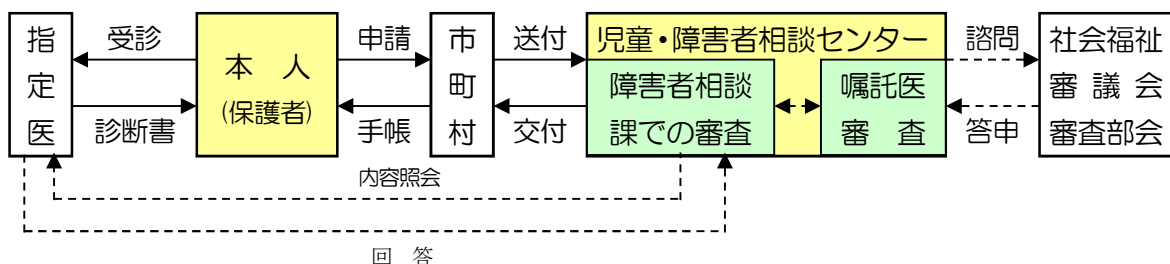
〔根拠法令〕身体障害者福祉法第 15 条第 4 項

都道府県知事は、申請に基づいて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めるときは、身体障害者手帳を交付しなければならない。

＜身体障害者福祉法別表＞

- ①視覚障害…両眼の矯正視力がそれぞれ 0.1 以下のものなど
- ②聴覚、平衡機能障害…両耳の聴力レベルがそれぞれ 70 dB 以上のものなど
- ③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害…それぞれの機能の喪失など
- ④肢体不自由…一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害など
- ⑤心臓、腎臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害

〔業務の流れ〕



〔身体障害の種別と等級〕

種別		等級	重度 ← → 軽度							
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	(7級)	
外部 機能 障害	視覚障害		○	○	○	○	○	○	—	
	聴覚・平衡 機能障害	聴覚障害	—	○	○	○	—	○	—	
		平衡機能障害	—	—	○	—	○	—	—	
	音声・言語・そしゃく機能障害		—	—	○	○	—	—	—	
	肢体 不自由	上肢・下肢機能障害		○	○	○	○	○	○	△
		体幹機能障害		○	○	○	—	○	—	—
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害		○	○	○	○	○	○	△		
内部 障害	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・ 直腸・小腸機能障害		○	—	○	○	—	—	—	
	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害、肝臓機能障害		○	○	○	○	—	—	—	

(注) 7級については、単一の障害では手帳は交付しないが、7級に該当する障害が2以上重複する場合に6級の手帳を交付する。

(2) 自立支援医療（更生医療）の要否判定

市町村が行う自立支援医療(更生医療)費の支給の要否について判定を行う。

＜更生医療＞身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うもの。

〔根拠法令〕 障害者総合支援法第74条第1項

市町村は、支給認定又は自立支援医療費を支給しない旨の認定を行うに当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

〔自立支援医療（更生医療）の支給例〕

区分	支給例
腎臓機能障害	人工透析療法、腎移植術（抗免疫療法含む。）など
心臓機能障害	大動脈冠動脈バイパス術、弁置換術、ペースメーカー植込み術など
肢体不自由	人工関節置換術、関節形成術など
その他	口唇口蓋形成術、肝臓移植術（抗免疫療法含む。）、抗HIV療法など

(3) 透析療法審査会議の開催

市町村が行う自立支援医療（更生医療）のうち腎臓機能障害に係る人工透析療法が適正に給付されるよう「愛知県透析療法審査会議」を開催し、人工透析療法の開始・継続の要否や開始時期などについて審査を行う。

〔根拠〕 愛知県透析療法審査会議設置要領

〔設置時期〕 昭和57年2月1日

〔構成員〕 医師6名（任期2年）

〔開催状況〕 毎月1回開催

(4) 補装具の要否判定

市町村が行う補装具費の支給にあたり、補装具の購入・修理・借受けについて、障害の状態や生活環境等を考慮して要否判定を行うとともに、作製された補装具の操作性や身体適合性などについて確認を行う。

〔根拠法令〕 障害者総合支援法第76条第3項

市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

〔補装具の種目〕 義肢、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、

盲人安全つえ、重度障害者用意思伝達装置、義眼、眼鏡、補聴器など

(5) 療育手帳の交付

18歳以上の知的障害者について、来所又は巡回により、知能検査、日常生活能力や介護度の評価を行い、療育手帳を交付する。

〔根拠〕 愛知県療育手帳制度実施要綱

〔判定区分〕

区分	程度	知能指数	備考
A	最重度	I Q20以下	・知能指数のほかに、日常生活能力や介護度を勘案して、障害程度を判定する。 ・障害程度を確認するために、一定期間ごとに再判定を実施する。
	重度	I Q21～35	
B	中度	I Q36～50	
C	軽度	I Q51～75	

(6) 障害基礎年金診断書等の作成

知的障害者の障害基礎年金診断書や特別児童扶養手当診断書の作成、就労支援のための判定書の交付などを行う。

(7) 巡回相談の実施

要介護度が高いなどの理由によりセンターに来所することが困難な知的障害者及びその保護者を対象に、身近な地域に出向いて巡回相談を実施する。

〔根拠〕 知的障害者巡回相談実施要領

〔内容〕 療育手帳の相談判定、障害基礎年金診断書等の作成など

〔実施状況〕 年45回

一宮市（12回）、瀬戸市（2回）、春日井市（3回）、津島市（3回）、半田市（12回）、刈谷市（5回）、豊田市（8回）

(8) 相談支援

身体障害者や知的障害者の福祉に関して、専門的な知識・技術を必要とする相談支援や医学的・心理学的・職能的判定、市町村への技術的援助などを行う。

〔根拠〕 身体障害者福祉法第11条第2項、知的障害者福祉法第12条第2項

【参考】身体・知的障害者更生相談所業務の概要

	国 【制度設計】	県【広域事務・連絡調整】		市町村 【援護の実施】
		本 庁	更生相談所	
身体障害者 更生相談所 の設置運営	○身体障害者福祉法 第 11 条 ○設置運営基準 ○更生相談所のあり 方の検討	○更生相談所設置 ○市町村への情報 提供・連絡調整 ○人材育成	○市町村支援 ・専門的な相談支援 ・医学的、心理学的、 職能的判定 ・専門的技術的援助	○更生援護の実施 ○相談支援事業所と の連携 ○自立支援協議会の 運営
身体障害者 手帳の交付	○身体障害者福祉法 第 15～17 条	○法施行細則制定 ○社会福祉審議会 ○医師の指定	○身障手帳交付 ○再交付、返還、住 所変更等の処理	○手帳交付事務 ・申請受付 ・更生相談所へ送付 ・手帳交付
障害程度 認定	○障害程度等級表 ○認定基準、認定要 領、疑義解釈	○認定基準、認定 要領等制定 ○身障審査部会 ○審査請求対応	○障害程度の認定 ・事務的審査 ・嘱託医審査 ・身障審査部会	○障害者総合支援法 に基づく障害支援 区分の認定
自立支援 医療 (更生医療)	○障害者総合支援法 第 52～75 条 ○支給認定実施要綱	○実施要綱の制定 ○医療機関の指定 ○医療費審査支払 ○透析審査会議	○要否判定 ・事務的審査 ・嘱託医審査 ・透析審査会議	○支給事務 ・申請受付 ・更生相談所へ依頼 ・支給決定
補 装 具	○障害者総合支援法 第 76 条 ○補装具の種目及び 費用額等の基準 ○事務取扱指針	○事務処理要領の 制定 ○市町村への情報 提供・連絡調整	○要否判定 ・事務的審査 ・嘱託医審査 ○適合判定 ○市町村、補装具業 者等への助言	○支給事務 ・申請受付 ・更生相談所へ依頼 (一部種目) ・適合確認 ・支給決定
知的障害者 更生相談所 の設置運営	○知的障害者福祉法 第 12 条 ○設置運営基準 ○更生相談所のあり 方の検討	○更生相談所設置 ○市町村への情報 提供・連絡調整 ○人材育成	○市町村支援 ・専門的な相談支援 ・医学的、心理学的、 職能的判定 ・専門的技術的援助	○更生援護の実施 ○相談支援事業所と の連携 ○自立支援協議会の 運営
療育手帳の 交 付	○療育手帳制度要綱 ○運用通知	○実施要綱の制定 ○審査請求対応	○障害程度の判定 ・医学的、心理学的、 職能的判定 ・調査表判定 ○療育手帳交付 ○再交付、返還、住 所変更等の処理	○手帳交付事務 ・申請受付 ・更生相談所へ送付 ・手帳交付 ○障害者総合支援法 に基づく障害支援 区分の認定

3 障害者相談業務の実施状況

(1) 平成29年度 身体障害者相談件数 (件)

区 分		中 央 児童・障害者 相談センター	西 三 河 児童・障害者 相談センター	東 三 河 児童・障害者 相談センター	計
相談実件数		20,477	7,606	3,507	31,590
相 談 内 容	身体障害者手帳	10,402	2,505	1,341	14,248
	医学診断	5,798	1,582	1,021	8,401
	更生医療	4,649	2,722	673	8,044
	補装具	1,438	852	502	2,792
	職 業	0	0	0	0
	施設入所	3	0	0	3
	そ の 他	0	0	0	0
	計	22,290	7,661	3,537	33,488
判 定 内 容	等級診断	10,228	2,486	1,331	14,045
	医学判定	204	122	60	386
	更生医療判定	4,579	2,728	673	7,980
	補装具判定	1,551	870	501	2,922
	心理判定	3	0	0	3
	職能判定	3	0	0	3
	そ の 他	0	0	0	0
	計	16,568	6,206	2,565	25,339
判定書交付件数		6,134	3,599	1,173	10,906

(2) 身体障害者相談件数の推移 (件)

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談実件数		31,177	30,296	30,291	30,325	31,590
相 談 内 容	身障手帳	16,122	14,519	13,422	13,592	14,248
	医学診断	6,690	7,201	8,162	7,924	8,401
	更生医療	7,826	8,050	8,049	8,096	8,044
	補装具	2,170	2,194	2,577	2,652	2,792
	そ の 他	5	5	1	2	3
	計	32,813	31,969	32,211	32,266	33,488

(3) 平成29年度 身体障害者手帳新規交付件数(障害別・等級別)

(件)

区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	構成比%
視 覚 障 害		54	113	40	59	109	11	386	4.5
聴 覚 障 害		0	8	59	171	0	333	571	6.6
平衡機能障害		0	0	2	0	2	0	4	0.0
音声・言語機能障害 そしゃく機能障害		2	3	105	18	0	0	128	1.5
肢 体 不 自 由	上肢不自由	618	377	162	62	40	44	1,303	15.1
	下肢不自由	59	74	119	296	94	90	732	8.5
	体 幹	402	345	378	0	61	0	1,186	13.7
	脳原性機能	0	0	1	0	0	0	1	0.0
	小 計	1,079	796	660	358	195	134	3,222	37.2
内 部 障 害	心 臓 機 能	1,115	2	301	118	0	0	1,536	17.8
	呼 吸 器 機 能	44	0	388	101	0	0	533	6.2
	腎 臓 機 能	158	0	278	865	0	0	1,301	15.0
	膀胱・直腸機能	1	0	27	850	0	0	878	10.1
	小 腸 機 能	1	2	2	0	0	0	5	0.1
	免 疫 機 能	5	19	14	2	0	0	40	0.5
	肝 臓 機 能	14	15	9	11	0	0	49	0.6
小 計	1,338	38	1,019	1,947	0	0	4,342	50.2	
合 計		2,473	958	1,885	2,553	306	478	8,653	
構成比 %		28.6	11.1	21.8	29.5	3.5	5.5		

(注) 構成比については、端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

(4) 身体障害者手帳新規交付件数(等級別)の推移

(件)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1 級	2,529	2,370	2,297	2,420	2,473
2 級	999	983	896	896	958
3 級	2,330	2,013	1,897	1,884	1,885
4 級	3,640	2,734	2,438	2,471	2,553
5 級	362	403	379	320	306
6 級	435	489	463	414	478
計	10,295	8,992	8,370	8,405	8,653

(5) 身体障害者手帳新規交付件数（障害別）の推移 (件)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
視 覚 障 害	380	332	358	329	386
聴 覚 障 害	560	558	506	473	571
平 衡 機 能 障 害	0	2	2	3	4
音声・言語・そしゃく障害	123	122	125	119	128
肢 体 不 自 由	5,025	3,897	3,184	3,113	3,222
内 部 障 害	4,207	4,081	4,195	4,368	4,342
計	10,295	8,992	8,370	8,405	8,653

(6) 自立支援医療（更生医療）要否判定件数の推移 (件)

区 分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
腎 臓	人工透析	6,267	6,463	6,423	6,474	6,210
	免疫抑制等	618	652	722	782	836
心 臓		405	393	383	473	397
肢体不自由		247	179	151	101	119
そ の 他		254	295	341	385	418
計		7,791	7,982	8,020	8,215	7,980

(7) 平成29年度 透析療法審査件数 (件)

区 分		中 央	西三河	東三河	計
審査件数		3,630	2,094	486	6,210
内 訳	審査会議での審査件数	1,023	564	102	1,689
	その他の審査件数	2,607	1,530	384	4,521

(8) 補装具判定件数の推移 (件)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
義肢（義手・義足）	329	350	370	353	297
装 具	285	418	566	799	1,031
座 位 保 持 装 置	166	167	222	192	203
補 聴 器	632	692	741	665	738
車椅子・電動車椅子	519	540	656	627	605
そ の 他	38	31	53	49	48
計	1,969	2,198	2,608	2,685	2,922

(9) 平成29年度 知的障害者相談件数 (件)

区 分		中 央	西 三 河	東 三 河	計
相談実件数		2,336	1,372	737	4,445
相 談 内 容	療 育 手 帳	2,119	1,246	619	3,984
	生 活	189	116	84	389
	職 業	35	22	27	84
	そ の 他	20	51	12	83
	計	2,363	1,435	742	4,540
判 定 内 容	医 学 的 判 定	264	149	104	517
	心 理 学 的 判 定	1,972	1,212	588	3,772
	職 能 的 判 定	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0
	計	2,236	1,361	692	4,289
判定書等交付件数		2,470	1,421	717	4,608

(10) 知的障害者相談件数の推移 (件)

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談実件数		3,736	3,989	4,252	4,267	4,445
相 談 内 容	療育手帳	3,278	3,526	3,670	3,780	3,984
	生活	389	436	474	370	389
	職業	51	60	81	95	84
	その他	90	90	125	65	83
	計	3,808	4,112	4,350	4,310	4,540

(11) 知的障害者各種判定件数の推移 (件)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
医学的判定	482	463	520	545	517
心理学的判定	3,105	3,363	3,503	3,609	3,772
職能的判定	0	2	0	0	0
その他	0	1	0	1	0
計	3,587	3,829	4,023	4,155	4,289

(12) 知的障害者判定書等交付件数の推移 (件)

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
療育手帳	新規	285	259	260	284	242
	再判定	2,305	2,533	2,536	2,755	2,822
	再交付	261	269	284	303	331
	小計	2,851	3,061	3,080	3,342	3,395
年金等診断書		343	338	348	355	360
その他		727	836	904	796	853
計		3,921	4,235	4,332	4,493	4,608

4 資料

[第1表] 平成29年度 身体障害者手帳新規交付件数（市町村別）

(件)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	
中央児童・障害者相談センター管内	一宮市	258	136	191	258	37	41	921
	瀬戸市	91	29	61	101	6	26	314
	半田市	52	25	52	89	11	11	240
	春日井市	193	82	130	207	16	52	680
	津島市	37	14	33	62	7	14	167
	犬山市	46	19	46	28	4	5	148
	常滑市	23	8	35	35	2	7	110
	江南市	61	28	81	69	12	12	263
	小牧市	71	39	102	102	16	11	341
	稲沢市	111	41	61	77	10	24	324
	東海市	68	21	41	68	6	13	217
	大府市	43	12	35	50	8	19	167
	知多市	52	18	26	49	6	12	163
	尾張旭市	58	16	39	56	7	8	184
	岩倉市	32	7	36	28	4	5	112
	豊明市	50	19	32	52	9	5	167
	日進市	55	19	27	53	5	10	169
	愛西市	49	24	31	55	4	9	172
	清須市	36	11	34	41	9	7	138
	北名古屋市	36	10	40	60	11	9	166
	弥富市	22	5	26	41	2	5	101
	あま市	58	33	44	54	9	16	214
	長久手市	18	4	15	19	5	5	66
	東郷町	23	7	10	19	6	5	70
	豊山町	4	4	11	5	0	2	26
	大口町	19	7	12	10	4	1	53
	扶桑町	21	9	17	34	5	3	89
	大治町	15	6	6	12	0	2	41
	蟹江町	28	7	22	30	2	6	95
	飛島村	2	1	4	5	1	0	13
	阿久比町	25	8	12	18	3	2	68
	東浦町	31	2	18	31	3	7	92
	南知多町	17	8	5	14	2	3	49
美浜町	24	3	9	22	2	1	61	
武豊町	33	8	16	27	1	4	89	
小計	1,762	690	1,360	1,881	235	362	6,290	

(続き)

(件)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
西三河管内	碧 南 市	52	19	28	45	10	4	158
	刈 谷 市	90	27	58	80	10	24	289
	安 城 市	84	43	91	87	6	18	329
	西 尾 市	81	32	89	104	10	17	333
	知 立 市	43	17	29	41	2	6	138
	高 浜 市	32	10	19	21	0	5	87
	みよし市	39	11	24	37	3	8	122
	幸 田 町	18	9	13	23	5	3	71
	小 計	439	168	351	438	46	85	1,527
東三河管内	豊 川 市	138	53	81	97	12	18	399
	蒲 郡 市	53	18	43	61	3	9	187
	新 城 市	34	9	22	43	3	2	113
	田 原 市	34	17	19	30	6	2	108
	設 楽 町	3	2	4	1	0	0	10
	東 栄 町	7	0	2	2	1	0	12
	豊 根 村	3	1	3	0	0	0	7
	小 計	272	100	174	234	25	31	836
合 計		2,473	958	1,885	2,553	306	478	8,653
構成比 %		28.6	11.1	21.8	29.5	3.5	5.5	

(注) 構成比については、端数処理の関係で合計が100にならない場合があります。(次表以下同じ。)

[第2表] 平成29年度 障害別・等級別身体障害者手帳新規交付件数（センター別）

1 中央児童・障害者相談センター

(件)

区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	構成比%
視 覚 障 害		37	79	30	44	85	9	284	4.5
聴 覚 障 害		0	5	42	116	0	255	418	6.6
平衡機能障害		0	0	1	0	1	0	2	0.0
音声・言語機能障害 そしゃく機能障害		0	1	83	13	0	0	97	1.5
肢 体 不 自 由	上肢不自由	490	268	128	51	32	28	997	15.9
	下肢不自由	42	48	67	201	71	70	499	7.9
	体 幹	249	262	303	0	46	0	860	13.7
	脳原性機能	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	小 計	781	578	498	252	149	98	2,356	37.5
内 部 障 害	心 臓 機 能	806	1	200	105	0	0	1,112	17.7
	呼 吸 器 機 能	23	0	268	77	0	0	368	5.9
	腎 臓 機 能	102	0	201	640	0	0	943	15.0
	膀胱・直腸機能	0	0	19	625	0	0	644	10.2
	小 腸 機 能	1	1	2	0	0	0	4	0.1
	免 疫 機 能	4	13	10	2	0	0	29	0.5
	肝 臓 機 能	8	12	6	7	0	0	33	0.5
小 計	944	27	706	1456	0	0	3,133	49.8	
合 計		1,762	690	1,360	1,881	235	362	6,290	
構成比 %		28.0	11.0	21.6	29.9	3.7	5.8		

2 西三河児童・障害者相談センター

(件)

区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	構成比%
視 覚 障 害		9	24	6	8	16	1	64	4.2
聴 覚 障 害		0	2	13	37	0	59	111	7.3
平衡機能障害		0	0	1	0	1	0	2	0.1
音声・言語機能障害 そしゃく機能障害		2	1	9	3	0	0	15	1.0
肢 体 不 自 由	上肢不自由	86	67	17	9	5	10	194	12.7
	下肢不自由	8	14	34	58	12	15	141	9.2
	体 幹	113	52	58	0	12	0	235	15.4
	脳原性機能	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	207	133	109	67	29	25	570	37.3
内 部 障 害	心 臓 機 能	169	0	87	5	0	0	261	17.1
	呼 吸 器 機 能	10	0	86	16	0	0	112	7.3
	腎 臓 機 能	36	0	29	161	0	0	226	14.8
	膀胱・直腸機能	0	0	5	138	0	0	143	9.4
	小 腸 機 能	0	1	0	0	0	0	1	0.1
	免 疫 機 能	1	5	4	0	0	0	10	0.7
	肝 臓 機 能	5	2	2	3	0	0	12	0.8
小 計	221	8	213	323	0	0	765	50.1	
合 計		439	168	351	438	46	85	1,527	
構成比 %		28.7	11.0	23.0	28.7	3.0	5.6		

3 東三河児童・障害者相談センター

(件)

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	構成比%
視 覚 障 害		8	10	4	7	8	1	38	4.6
聴 覚 障 害		0	1	4	18	0	19	42	5.0
平衡機能障害		0	0	0	0	0	0	0	0
音声・言語機能障害 そしゃく機能障害		0	1	13	2	0	0	16	1.9
肢 体 不 自 由	上 肢 不 自 由	42	42	17	2	3	6	112	13.4
	下 肢 不 自 由	9	12	18	37	11	5	92	11.0
	体 幹	40	31	17	0	3	0	91	10.9
	脳 原 性 機 能	0	0	1	0	0	0	1	0.1
	小 計	91	85	53	39	17	11	296	35.4
内 部 障 害	心 臓 機 能	140	1	14	8	0	0	163	19.5
	呼 吸 器 機 能	11	0	34	8	0	0	53	6.3
	腎 臓 機 能	20	0	48	64	0	0	132	15.8
	膀 胱 ・ 直 腸 機 能	1	0	3	87	0	0	91	10.9
	小 腸 機 能	0	0	0	0	0	0	0	0
	免 疫 機 能	0	1	0	0	0	0	1	0.1
	肝 臓 機 能	1	1	1	1	0	0	4	0.5
	小 計	173	3	100	168	0	0	444	53.1
合 計		272	100	174	234	25	31	836	
構 成 比 %		32.5	12.0	20.8	28.0	3.0	3.7		

[第3表] 平成29年度 自立支援医療（更生医療）要否判定件数（市町村別）

(件)

区分	判定件数	判定内容										
		視覚	聴覚	音声・言語・そしゃく	肢体	腎臓		心臓	小腸	免疫	肝臓	
						人工透析	免疫抑制等					
中央児童・障害者相談センター管内	一宮市	273	0	0	3	9	139	71	27	0	24	0
	瀬戸市	91	0	0	0	0	47	32	4	0	8	0
	半田市	180	0	0	1	1	150	26	2	0	9	1
	春日井市	880	0	0	7	2	777	51	7	0	33	3
	津島市	58	0	0	0	0	48	6	2	0	2	0
	犬山市	72	0	0	0	4	52	0	9	0	6	1
	常滑市	130	0	0	0	1	103	16	7	0	3	0
	江南市	147	0	0	1	9	111	10	12	0	4	0
	小牧市	341	0	0	0	3	242	32	52	0	9	3
	稲沢市	159	0	0	3	2	125	19	2	0	8	0
	東海市	220	0	0	0	0	194	14	1	0	11	0
	大府市	147	0	0	0	0	134	5	1	0	7	0
	知多市	188	0	0	0	1	164	18	3	0	2	0
	尾張旭市	102	0	0	2	0	85	12	1	0	2	0
	岩倉市	74	0	0	0	1	47	10	10	0	6	0
	豊明市	182	0	0	0	0	156	14	2	0	10	0
	日進市	148	0	0	1	0	121	20	2	0	4	0
	愛西市	47	0	0	0	0	33	8	4	0	2	0
	清須市	169	0	0	0	2	144	15	0	0	8	0
	北名古屋市	171	0	0	0	1	138	10	18	0	4	0
	弥富市	34	0	0	0	0	22	8	1	0	3	0
	あま市	142	0	0	0	0	115	19	0	0	8	0
	長久手市	67	0	0	0	0	50	10	4	0	3	0
	東郷町	109	0	0	1	0	97	10	1	0	0	0
	豊山町	24	0	0	0	0	16	1	7	0	0	0
	大口町	21	0	0	0	1	10	6	3	0	1	0
	扶桑町	29	0	0	0	5	12	6	4	0	2	0
	大治町	60	0	0	0	0	51	8	0	0	1	0
	蟹江町	22	0	0	0	0	9	5	3	0	5	0
	飛島村	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
阿久比町	52	0	0	0	0	45	5	0	0	1	1	
東浦町	131	0	0	0	1	114	8	0	0	6	2	
南知多町	30	0	0	0	0	28	2	0	0	0	0	
美浜町	24	0	0	0	2	16	4	0	0	2	0	
武豊町	43	0	0	0	0	33	10	0	0	0	0	
小計	4,579	0	0	19	45	3,630	491	189	0	194	11	

(続き)

(件)

区分	判定 件数	判定内容										
		視 覚	聴 覚	音声・ 言語・ そしゃく	肢体	腎 臓		心 臓	小 腸	免 疫	肝 臓	
						人工 透析	免疫 抑制等					
西三河管内	岡崎市	827	0	0	1	48	594	44	115	0	25	0
	碧南市	155	0	0	0	0	125	19	5	0	6	0
	刈谷市	213	0	0	2	1	176	20	6	0	8	0
	豊田市	642	0	0	2	13	514	69	12	1	30	1
	安城市	201	0	0	1	0	120	40	28	0	11	1
	西尾市	348	0	0	2	0	290	19	24	0	13	0
	知立市	121	0	0	0	0	97	5	8	0	11	0
	高浜市	62	0	0	1	0	45	10	1	0	5	0
	みよし市	107	0	0	0	0	97	9	0	0	1	0
	幸田町	52	0	0	0	2	36	7	6	0	1	0
小計	2,728	0	0	9	64	2,094	242	205	1	111	2	
東三河管内	豊橋市	332	0	0	10	8	221	55	1	0	33	4
	豊川市	93	0	0	0	1	53	27	1	0	10	1
	蒲郡市	161	0	0	0	0	140	11	0	0	10	0
	新城市	72	0	0	0	0	64	6	1	0	1	0
	田原市	8	0	0	1	1	2	3	0	0	1	0
	設楽町	5	0	0	0	0	4	1	0	0	0	0
	東栄町	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	豊根村	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
小計	673	0	0	11	10	486	103	3	0	55	5	
合計	7,980	0	0	39	119	6,210	836	397	1	360	18	
構成比 %		0	0	0.5	1.5	77.8	10.5	5.0	0	4.5	0.2	

[第4表] 平成29年度 補装具判定件数（市町村別）

(件)

区分	判定件数	判定内容										
		義手	義足	装具	座位保持装置	補聴器	車椅子	電動 車椅子	意思 伝達 装置	特例	その他	
中央児童・障害者相談センター管内	一宮市	263	1	18	92	23	63	43	19	4	0	0
	瀬戸市	94	0	8	33	9	24	11	7	2	0	0
	半田市	72	0	4	33	4	16	12	3	0	0	0
	春日井市	221	0	20	81	12	79	23	0	3	2	1
	津島市	45	0	5	19	0	19	2	0	0	0	0
	犬山市	27	0	2	10	2	6	5	2	0	0	0
	常滑市	34	0	5	8	1	11	5	4	0	0	0
	江南市	47	0	7	16	3	12	4	5	0	0	0
	小牧市	94	0	6	31	14	13	23	7	0	0	0
	稲沢市	74	1	4	15	7	21	21	3	2	0	0
	東海市	49	0	7	9	4	12	14	1	2	0	0
	大府市	53	0	2	17	2	25	4	3	0	0	0
	知多市	34	0	7	9	4	10	4	0	0	0	0
	尾張旭市	37	0	3	16	1	8	8	1	0	0	0
	岩倉市	28	0	3	13	2	1	6	1	2	0	0
	豊明市	32	0	4	11	3	11	3	0	0	0	0
	日進市	31	0	2	4	4	16	4	0	0	0	1
	愛西市	45	0	6	17	3	11	6	0	2	0	0
	清須市	20	1	0	8	2	7	2	0	0	0	0
	北名古屋市	25	0	2	5	4	8	5	1	0	0	0
	弥富市	23	0	3	7	1	7	4	1	0	0	0
	あま市	29	0	3	4	0	11	7	4	0	0	0
	長久手市	7	0	1	2	0	3	1	0	0	0	0
	東郷町	18	1	0	9	0	7	1	0	0	0	0
	豊山町	4	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0
	大口町	15	0	0	14	0	0	1	0	0	0	0
	扶桑町	5	0	0	2	0	0	3	0	0	0	0
	大治町	19	0	2	4	2	2	7	0	2	0	0
	蟹江町	9	0	3	3	0	3	0	0	0	0	0
	飛島村	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
阿久比町	12	1	2	4	0	3	0	2	0	0	0	
東浦町	23	0	5	2	4	6	6	0	0	0	0	
南知多町	19	0	4	3	0	9	3	0	0	0	0	
美浜町	14	0	6	0	0	5	2	1	0	0	0	
武豊町	28	0	4	18	0	5	1	0	0	0	0	
小計	1,551	5	148	521	111	437	241	65	19	2	2	

(続き)

(件)

区分	判定 件数	判定内容										
		義手	義足	装具	座位 保持 装置	補聴器	車椅子	電 動 車椅子	意思 伝達 装置	特例	その他	
西三河管内	岡崎市	199	3	27	69	17	47	20	11	2	3	0
	碧南市	34	0	5	14	1	6	8	0	0	0	0
	刈谷市	107	0	17	20	13	31	19	5	2	0	0
	豊田市	279	2	19	134	14	73	28	9	0	0	0
	安城市	82	0	11	22	2	18	15	9	3	2	0
	西尾市	74	1	7	25	8	16	12	5	0	0	0
	知立市	21	0	2	8	1	6	2	1	1	0	0
	高浜市	29	0	0	14	0	6	3	6	0	0	0
	みよし市	26	2	0	11	0	8	4	1	0	0	0
	幸田町	19	0	2	8	1	3	0	3	2	0	0
	小計	870	8	90	325	57	214	111	50	10	5	0
東三河管内	豊橋市	216	1	18	64	16	40	51	21	5	0	0
	豊川市	143	0	8	74	10	22	20	4	5	0	0
	蒲郡市	64	0	9	28	3	11	9	4	0	0	0
	新城市	40	0	6	16	2	4	9	3	0	0	0
	田原市	19	0	4	1	2	9	2	1	0	0	0
	設楽町	12	0	0	1	2	0	9	0	0	0	0
	東栄町	6	0	0	1	0	0	3	2	0	0	0
	豊根村	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	小計	501	1	45	185	35	87	103	35	10	0	0
合計	2,922	14	283	1,031	203	738	455	150	39	7	2	
構成比 %		0.5	9.7	35.3	6.9	25.3	15.6	5.1	1.3	0.2	0.1	

[第5表] 平成29年度 知的障害者相談件数（市町村別）

(件)

区分	相談 実件数	相談内容									
		施設	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	療育 手帳	その他	計	
中央児童・障害者相談センター管内	一宮市	336	0	0	4	0	28	0	304	3	339
	瀬戸市	104	0	0	3	0	15	0	91	0	109
	半田市	115	0	0	1	0	9	0	109	0	119
	春日井市	252	0	0	4	0	23	0	221	5	253
	津島市	49	0	0	1	0	2	0	46	0	49
	犬山市	94	0	0	1	0	7	0	87	0	95
	常滑市	48	0	0	0	0	3	0	45	0	48
	江南市	83	0	0	0	0	5	0	79	0	84
	小牧市	141	0	0	4	0	11	0	124	1	140
	稲沢市	117	0	0	1	0	12	0	104	1	118
	東海市	107	0	0	3	0	7	0	93	4	107
	大府市	74	0	0	1	0	3	0	71	0	75
	知多市	57	0	0	3	0	2	0	52	0	57
	尾張旭市	75	0	0	2	0	2	0	70	1	75
	岩倉市	26	0	0	0	0	3	0	23	0	26
	豊明市	39	0	0	1	0	3	0	35	1	40
	日進市	53	0	0	0	0	4	0	52	0	56
	愛西市	72	0	0	0	0	7	0	65	0	72
	清須市	44	0	0	0	0	4	0	41	0	45
	北名古屋市	72	0	0	1	0	3	0	68	0	72
	弥富市	34	0	0	0	0	5	0	30	0	35
	あま市	66	0	0	0	0	9	0	57	0	66
	長久手市	25	0	0	1	0	0	0	24	0	25
	東郷町	24	0	0	2	0	3	0	19	0	24
	豊山町	11	0	0	0	0	0	0	11	0	11
	大口町	15	0	0	0	0	1	0	13	1	15
	扶桑町	26	0	0	1	0	4	0	20	1	26
	大治町	23	0	0	0	0	3	0	23	0	26
	蟹江町	19	0	0	0	0	2	0	17	0	19
	飛島村	2	0	0	0	0	0	0	2	0	2
阿久比町	17	0	0	0	0	1	0	16	0	17	
東浦町	45	0	0	0	0	3	0	43	1	47	
南知多町	11	0	0	0	0	2	0	8	1	11	
美浜町	12	0	0	0	0	0	0	12	0	12	
武豊町	48	0	0	1	0	3	0	44	0	48	
小計	2,336	0	0	35	0	189	0	2,119	20	2,363	

(続き)

(件)

区分	相談 実件数	相談内容									
		施設	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	療育 手帳	その他	計	
西三河管内	岡崎市	327	0	0	6	0	32	0	300	11	349
	碧南市	69	0	0	0	0	7	0	65	3	75
	刈谷市	119	0	0	2	0	7	0	109	3	121
	豊田市	394	0	0	3	0	29	0	360	21	413
	安城市	155	0	0	2	0	20	0	139	2	163
	西尾市	121	0	0	2	0	12	0	101	2	117
	知立市	61	0	0	4	0	2	0	58	3	67
	高浜市	42	0	0	2	0	3	0	36	3	44
	みよし市	59	0	0	1	0	2	0	55	2	60
	幸田町	25	0	0	0	0	2	0	23	1	26
	小計	1,372	0	0	22	0	116	0	1,246	51	1,435
東三河管内	豊橋市	381	0	0	14	0	46	0	317	7	384
	豊川市	170	0	0	11	0	16	0	138	5	170
	蒲郡市	83	0	0	1	0	14	0	69	0	84
	新城市	45	0	0	1	0	2	0	42	0	45
	田原市	47	0	0	0	0	6	0	42	0	48
	設楽町	6	0	0	0	0	0	0	6	0	6
	東栄町	4	0	0	0	0	0	0	4	0	4
	豊根村	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	小計	737	0	0	27	0	84	0	619	12	742
合計	4,445	0	0	84	0	389	0	3,984	83	4,540	
	構成比 %	0	0	1.9	0	8.6	0	87.8	1.8		

[第6表] 平成29年度 知的障害者判定件数（市町村別）

(件)

区 分		医学的判定	心理学的判定	職能的判定	そ の 他	計
中央児童・障害者相談センター管内	一宮市	42	287	0	0	329
	瀬戸市	16	87	0	0	103
	半田市	7	101	0	0	108
	春日井市	24	205	0	0	229
	津島市	3	41	0	0	44
	犬山市	7	81	0	0	88
	常滑市	6	41	0	0	47
	江南市	14	71	0	0	85
	小牧市	13	114	0	0	127
	稲沢市	18	101	0	0	119
	東海市	12	89	0	0	101
	大府市	5	68	0	0	73
	知多市	3	44	0	0	47
	尾張旭市	6	63	0	0	69
	岩倉市	5	21	0	0	26
	豊明市	3	33	0	0	36
	日進市	5	43	0	0	48
	愛西市	9	61	0	0	70
	清須市	5	36	0	0	41
	北名古屋市	7	65	0	0	72
	弥富市	5	29	0	0	34
	あま市	12	52	0	0	64
	長久手市	3	23	0	0	26
	東郷町	3	21	0	0	24
	豊山町	0	9	0	0	9
	大口町	4	14	0	0	18
	扶桑町	6	20	0	0	26
	大治町	3	19	0	0	22
	蟹江町	6	17	0	0	23
	飛島村	0	1	0	0	1
	阿久比町	3	14	0	0	17
	東浦町	5	41	0	0	46
	南知多町	0	8	0	0	8
美浜町	0	12	0	0	12	
武豊町	4	40	0	0	44	
小 計	264	1,972	0	0	2,236	

(続き)

(件)

区 分		医学的判定	心理学的判定	職能的判定	そ の 他	計
西 三 河 管 内	岡 崎 市	39	284	0	0	323
	碧 南 市	12	68	0	0	80
	刈 谷 市	9	109	0	0	118
	豊 田 市	38	336	0	0	374
	安 城 市	25	132	0	0	157
	西 尾 市	13	103	0	0	116
	知 立 市	5	59	0	0	64
	高 浜 市	4	39	0	0	43
	み よ し 市	2	58	0	0	60
	幸 田 町	2	24	0	0	26
	小 計	149	1,212	0	0	1,361
東 三 河 管 内	豊 橋 市	57	306	0	0	363
	豊 川 市	19	139	0	0	158
	蒲 郡 市	16	61	0	0	77
	新 城 市	4	38	0	0	42
	田 原 市	7	36	0	0	43
	設 楽 町	0	5	0	0	5
	東 栄 町	1	2	0	0	3
	豊 根 村	0	1	0	0	1
	小 計	104	588	0	0	692
合 計		517	3,772	0	0	4,289
構成比 %		12.1	87.9	0	0	

[第7表] 平成29年度 知的障害者判定書等交付件数（市町村別）

(件)

区分	療育手帳			年金等 診断書	その他	計	
	新規	再判定	再交付				
中央児童・ 障害者相談セン ター 管内	一宮市	19	229	24	26	59	357
	瀬戸市	7	64	5	14	20	110
	半田市	6	75	7	5	26	119
	春日井市	9	161	27	21	50	268
	津島市	3	32	6	2	7	50
	犬山市	7	60	8	4	14	93
	常滑市	2	31	5	3	10	51
	江南市	8	53	8	4	21	94
	小牧市	7	90	15	10	26	148
	稲沢市	7	79	5	11	19	121
	東海市	6	63	12	7	25	113
	大府市	5	52	4	3	13	77
	知多市	2	32	11	2	10	57
	尾張旭市	7	42	11	2	19	81
	岩倉市	2	16	2	3	3	26
	豊明市	2	26	4	3	8	43
	日進市	2	28	8	2	17	57
	愛西市	8	44	4	6	13	75
	清須市	2	26	5	4	10	47
	北名古屋市	4	54	4	3	17	82
	弥富市	1	25	1	5	5	37
	あま市	3	44	5	8	10	70
	長久手市	7	11	2	0	6	26
	東郷町	1	16	0	2	8	27
	豊山町	2	7	2	0	0	11
	大口町	2	7	0	1	6	16
	扶桑町	2	13	1	2	7	25
	大治町	1	11	3	3	9	27
	蟹江町	3	13	0	2	2	20
	飛島村	0	1	1	0	0	2
阿久比町	3	10	2	1	1	17	
東浦町	2	34	2	3	7	48	
南知多町	0	7	1	0	2	10	
美浜町	0	10	0	0	3	13	
武豊町	0	36	5	2	9	52	
小計	142	1,502	200	164	462	2,470	

(続き)

(件)

区分	療育手帳			年金等 診断書	その他	計	
	新規	再判定	再交付				
西三河管内	岡崎市	21	218	29	33	46	347
	碧南市	6	47	0	6	13	72
	刈谷市	2	87	5	7	21	122
	豊田市	18	230	34	29	85	396
	安城市	7	101	7	20	25	160
	西尾市	3	84	2	12	18	119
	知立市	6	39	6	2	15	68
	高浜市	2	28	2	3	10	45
	みよし市	1	42	0	2	17	62
	幸田町	1	20	0	2	7	30
	小計	67	896	85	116	257	1,421
東三河管内	豊橋市	15	214	20	45	77	371
	豊川市	7	92	10	14	42	165
	蒲郡市	3	56	7	14	2	82
	新城市	2	30	3	2	6	43
	田原市	5	26	4	5	6	46
	設楽町	0	4	1	0	1	6
	東栄町	1	1	1	0	0	3
	豊根村	0	1	0	0	0	1
	小計	33	424	46	80	134	717
合計	242	2,822	331	360	853	4,608	
構成比 %	5.3	61.2	7.2	7.8	18.5		

平成30年9月発行

編集発行 愛知県の中央児童・障害者相談センター（企画・児童指導課）

名古屋市中区三の丸二丁目6番1号 愛知県三の丸庁舎7階

電話：052-961-7250(代)

FAX：052-950-2355

